羣書一覽

巳

帝國圖書館藏

撰集類

萬葉集　二十巻

普通の説ども四十六代孝謙天皇の序字左大臣橘諸兄勅命奉じて撰す書いまだ成ずして薨ぜられ又其後五十一代平城天皇の時字撰集成くられ献ずるなり集中多く諸兄薨ぜられ[illegible]の[illegible]載せ[illegible]○契沖の説に曰此集の撰者なしいにしへ時代のまま昔より説くなく一定せずされども一同に勅撰にハ定もれ今此集の前後ハ[illegible]ようにこれ有りまた中納言大伴家持卿若年より古記類聚歌林[illegible]此集まぐれらずこれ[illegible]撰しにしたがひ外昔今の歌記[illegible]よりこれ記しあつめ[illegible]天平

[illegible]れども其ねぶくさぶれく部類もようく
[illegible]めぬ事ぞ[illegible]くせうけしとも○古今集雜下
に貞觀の時万葉集ハ[illegible]ぞうけ[illegible]ぞとせたまひしかど
[illegible]たてまつりけ[illegible]のこの[illegible]のみうつ[illegible]
[illegible]月[illegible]れ[illegible]
[illegible]集の序[illegible]
[illegible]撰万葉集[illegible]按ずる[illegible]
に藤原の[illegible]めぐらせ[illegible]都[illegible]
[illegible]光仁天皇の時代までの作代[illegible]
[illegible]万葉集の編集[illegible]も平城天皇に
[illegible]の撰者家持の平城天皇の延暦四年
に薨ぜ[illegible]真名序に平城天皇
[illegible]も大同帝の作なるべ[illegible]
[illegible]証ハ新續古今集の真字序

小平城天子詔侍臣撰万葉已来集更二十祀逾六百[illegible]
大同年中[illegible]新續古今集の序[illegible]永亨年中[illegible]に勅撰の集二
十部成[illegible]八六百[illegible]逾[illegible]平城天子
[illegible]の時代の大同帝[illegible]決せり○今案ず
に年山寺南に万葉集ハ勅撰[illegible]ハ西岩
の秋万葉集[illegible]の時二十卷の中[illegible]考[illegible]
[illegible]勅撰[illegible]大伴家持[illegible]あつめ[illegible]
[illegible]集は全国[illegible]元四十八首[illegible]
川よのいつもいつもの書[illegible]
[illegible]卷[illegible]十卷[illegible]
[illegible]卷[illegible]
[illegible]

[illegible]巻より巻千巻よりの世[illegible]れ[illegible]類かうねの撰集
[illegible]たなく撰者のなかばえたがひ一集の中よりえらびいだす歌あ
[illegible]唯一二首のみしか撰ばれず万葉もまた勅撰として諸兄[illegible]以下
佐々木[illegible]ひたりんまれしひ十首前後ハ[illegible]
[illegible]四十八首までの[illegible]ハいつ[illegible]ざれこれハ家持の[illegible]
[illegible]ぞよりもいまだ書のせそれ[illegible]ばかりなどなり
[illegible]みな今集雑下より貞観[illegible]時万葉集ハいにしへ[illegible]
[illegible]せたるひかぞ[illegible]なれ[illegible]今按ずるに万葉集中[illegible]
[illegible]号天平宝字[illegible]ハ和名抄[illegible]
[illegible]の[illegible]集の[illegible]ばつ[illegible]かつ[illegible]まぶかる有季[illegible]
勅問あり[illegible]も勅撰なるべ[illegible]諸兄[illegible]以
下奉勅撰集なり[illegible]ば舎人親王の日本紀なり[illegible]
[illegible]顕然[illegible]大典なり[illegible]古今[illegible]詞書ハ有季が家集
[illegible]ふ[illegible]の[illegible]

勅問の時も私撰ものゝ中ほどのやうなるもの
き勅撰のもの[illegible]ばいつまでもかんけいなくなるなり
うかがふべきものなり[illegible]ば中ほどの[illegible]
のつゝきなり[illegible]ハ奈良の[illegible]勅撰[illegible]
代の私撰ものゝ[illegible]ハ奈良[illegible]の時
[illegible]撰なり[illegible]の[illegible]ばつ[illegible]奈良ハ七代お
[illegible]勅答[illegible]ばつ[illegible]或ハ平城の帝[illegible]
平城の大同元年[illegible]ハ[illegible]五十四[illegible]勅撰[illegible]
[illegible]ばかりまでおほつ[illegible]ハ行[illegible]○此集歌数[illegible]ハ[illegible]
おほ[illegible]四千二百十五首長歌二百五十首此内[illegible]但萬葉有[illegible]
五十首或無袋草子[illegible]四千三百十首此内長歌二百五十九首但
本ゝ不同難用定[illegible]○此集ハ万葉[illegible]名[illegible]仙覚曰[illegible]
[illegible]の[illegible]の義なり季吟曰万葉集ハ[illegible]世[illegible]作[illegible]集[illegible]
[illegible]ん[illegible]萬葉[illegible]字ハ文選顔延年[illegible]三月三日曲水詩序

に称せしに国葉とし何ぞ徳に万葉ハ代也養老令詔ニ無ヲ万葉ニ
とせり義解ニ云毛萇カ詩傳ニ曰葉ハ世也契沖曰萬ハ千千なり和
語にハよろづよと今ハかよハしす十千しのあまるといふになれり物の
返こうし史記魏世家ニ曰萬ハ満也左傳ニ曰萬ハ盈数也葉ハ歌ノ
義也釋名ニ曰人聲ヲ曰歌歌ハ柯也如草木有ニ柯葉一也といへり古
ふるくおもくなだらの多くあれバ採集せし金葉集玉葉集南朝に
新葉集など名づけしも此集の名ならへるところなりとせしれ
ることなるべし○此集古点新点あり天暦の御時廣幡の女
御にすゝめさせ給ひてうけたまハりて源順大中臣能宣清原元輔
坂上望城紀時文これ梨壷の五人にて此人々によみときのさせ給ふ昭陽舎
梨壷にておく万葉集に和点つけさせし也これを古点といへ
り其後法成寺関白道長公上東門院にまいりせしに漢字の
外に仮名をつけてわけしめたまふこれハ藤原ノ其外に
大江佐國藤原孝言権中納言匡房源国信源師頼藤原基俊

等なり。かくくさくらうこれが次点といひつたへて又権律師仙覚点を
くはへつ新点といふ此新点をば後嵯峨院御宇に仙覚は献上す奏
状あり此状天聴に達せしよりてく叡感ありて万葉得業の
院宣をたまはりし此ことは詞林採葉に見えたり仙覚が
かけるところの新点の本ハ正二位前大納言征夷大将軍 頼経光明峯寺殿息 御
本松殿入道殿下基房公御本帥中納言伊房卿御本光明峯寺前摂政左
大臣家道家公又京極殿忠通公御本鎌倉右大臣家実朝公御本六條修
理大夫清盛 刑部卿忠盛息 本 彼本者以六條院御本書写し清盛自筆 左京大夫顕輔
正三位修理大夫顕季孫 本右大弁光俊入道真観 按察使中納言光親息 本已上の
本どもを以て校合せしめ古点次点を採用して点しゝ新点ハ朱にて点し
点し○契沖曰此集ニ部類なく只五種にして一ツニハ雑歌ねぢ
勅撰の雑の部にかはらず二ツニハ相聞これ贈答にしてそのならびの
うたないふ所の恋部にあたれり十三巻に七首男女の情ばかりのつく其外ハ君臣
父子兄弟朋友にもわたり三ツニハ挽歌これハないふ哀傷なり挽

玉篇に引せる輿輓目しるしもろこしに葬送の時紼を執く
薤露蒿里の詩をうたひく輀車を挽ゆへに名づくるに准して哀傷
のうたを挽歌といへり四ツハ譬喩これハあるものにたとへてよめるを
もいへり五ツハ四季のうたなし○此外みな此集ハ文字を用ゆるに
正訓義訓ありて正訓ハ花をはなと月をつきとよむたぐひし義訓ハ
春草をわかくさとよみ金山をあきやまとよみ冬風をはらし
とよみ向南をきたやまとよむたぐひしみなめづらしきのやし
かなはやはし千変萬化神妙にしていふべからずし日本紀の
義訓ならぬものなしこれをよむべし○みな真字を以
て假字に用ゆる日本紀ハやすしみな音をとりて用ゆむつかし
き文字などをつかひく音も呉漢にかはらずあり三十一字の歌ハ
三十一字を用ひく真字をまじへかき此集のくれハさのみむつ
かしき文字ハ用ひず音訓相まじへて訓ありて音ハ多くハ呉音を用ひ
て漢音ハまれに用ひあり和訓をもちひるに無窮のことなし

んをつくるし八十一 十六 左右 三 二五 喚雞 馬声 蜂音
青頭雞さまざまなれども○又ハ假字づかひはんをつくしけり
を吉野尓在と書てよしのにありとよむハ尓阿及奈なる故なり雪
消しとかきてゆきはきえとよむ幾戯切気なる故なり○又古今集よ
りまへハかずハかりなりハあまたあれども一首もなしされバかへし此集にハ
なかれもなしあまた長歌ハ相句作さだまりぬなし此集の
中にも聖武天皇の御宇のころハなべてかやうにしてぬた
あまたの句作にふれてハなし○此集歌の作の事賀茂真淵が歌
意考にいへく万葉集ハいにしへの歌をしるしたれば代々の歌をよ
しとせずさまぐに此世のあつまりしといへどもおぼろ也此格は
いにしへハ後ずたてまするものにあらむちよしもその故に言ひとりて
ふるきを今にあさむとするハ本のあしつの事ハ藏れて末のし
勢もあれど今のあしてなげれる時をのちにみ見きえてのゆ
るれくるてハこのひきしきものとすハうし又えつゝしく味ハよろしの

[illegible]

[illegible]

の外本毎巻の首に目録付奉葉一巻の末に仏覚の奥書付載す二十巻の末に文永三年十月寅八月廿三日權律師仏覚の奥書次に文永寂印の歌次に文和二年癸巳中秋八月二十五日權少僧都成修の奥書に宝永二年三月上木す外に活板一本あり○仏覚律師奥書の趣は寛元〻年鎌倉の將軍相伯親行に命じて写さしめれ[illegible]の外[illegible]の證[illegible]書す尤二条家のなれば[illegible]

萬葉集抄　二十巻　仏覚律師

一名萬葉集註釋一名仏覚抄　巻首に撰者時代等の論本文此点の中に古点の謬付偏〻に打点付つけて巻末の奥書宝永本の巻尾に[illegible]○仏覚の時代は備國の風土記いまだ[illegible]

詞林采葉　写本　十巻五本　楽門由阿

古今は片[illegible]故に[illegible]巻末に[illegible]

○此集四種書様[illegible]

義讀[illegible]

通正字は雪　月　花　春霞　秋風等なり別正字は[illegible]

茅子萩　黄葉　紅葉　かり次に假字は[illegible]

全假字は川津蝦　日倉足鯛　垣津旗　杜若　等なり半假字は[illegible]

乳鳥千鳥　秋津羽　蜻蛉羽　手背貝　空背貝　なり義讀は[illegible]

[illegible]半義讀は全義讀は春鳥鶯　三五夜望月　水鳥鵜　九雪

霞　小沼地　東細帯　横雲　留鳥鵲　不行淀　風流由　日月程　火氣[illegible]

多集〔破損〕用徒 淺身 入風 恋水 左右 磯廻 求食 鳴雉、
羊 八十一 追馬喚犬 馬声蜂音石花 半義讀とハ 金風 秋風
白風 月 商風 月 若月 鴨頭草 若兒 楽〻浪 神楽浪 朝鳥
細竹 風流士 喚犬追馬鏡 暮三伏一向夜 かくれうしき七種のか
きやうひろ一部ようかりしめ給ひくすまうきうりのしろし ○奥書
ろ去ぬる貞治四年秋しれ二条関白殿下冷泉相公に作く条治可仕し由
作下うるに依く今年五月中旬に及今上洛於執柄家万葉集一部
令謄進之其次詞林采葉集由阿抄出これ以上洗へ備へるあさかへよ則みくを進
てゆかれ万葉に副られすぬ仍く此草已に私の秘本とうしす就中第十
五巻に至てハ冷泉二條の両流の差異これ以候す豈又鷃の眼以以て
大鵬の翅を汲りし可や和うる大陽の光ハ管見これ以知る風雷の響
ハ愚蒙これ以驚くよのれ因茲或ハ古集の文理につき或ハ先達の旧
記に任せく採擇せしむるところしあれども此わ異門偏執の族ら称く
かされ物ゆるさしへ十返〻難波といへるすぐさあく深く篋底にあさ

え関の外にもちすうくかられ 貞治元年壬十一月十五日 楡柳営造
藤澤山隠士衆門由阿 春秋七十七
萬葉集宗祇抄 写本 五巻
巻これらしめよ萬葉集注抄書とあらせりし作者由阿弥の注抄奥
よりあるうし奥尾よら借用りなせまでわしあり作りぬ彼なまく
の巻ハゑ外大やうりてこれなりしまるも作りしぬまし悉皆抄出し中られ
いりあら作りしぬやわもうわ路なれ大方まてわれ志うし給ひしわ也ひとし要を
よらい以禮宗祇に誂奉謹書し此尓く雅積者於不可出閫外而已
萬葉集管見 写本 二巻
作者つまびらかならしすうぐみにわ才一巻より才四巻にいたる蓋闕本し
萬葉集見安 二巻
一名萬葉集難義一名萬葉集秘訣 作者つまびらかならしす此集の
中の鮮しげにうこいへども猶あげく粉りひるを得たり
萬葉拾穂抄 三十巻 北村季吟

一巻二巻　巻四巻　巻五巻六巻各全七巻八巻各上下九巻全十巻十一巻
十二巻各上下十三巻十四巻十五巻十六巻十七巻十八巻十九巻各全二十巻上
巳上共ニ三十巻ニ成リテ巻首ニ欽叙ノ字有リ作者ノ名
氏ハ　右馬頭ノ字　諸本ノ
詞華○此抄ノ題意ハ季吟曰光明遊軒貞徳ニ云ク法皇
ノ御ノ意ニ八能餘ノ家ニ万葉集ノ注解ニ云ク
ハ諸本抄ノ名ヲ付テ吟詠セシメ給フ学者ニ講習
ノ万葉集ハ彼所堂殿ノ上東門院ヘ参リ申シ給フ
敦隆ノ類聚萬葉抄ハ書名ノ下ニ仮名ヲ
真名抄ハ書ニ書ク童蒙初学ノ為ニ
ハ全部二十巻カ
眼病ニ
受ケバ
抄ハ

小二年ニ成リ代ル迄ノ間二ノ巻ヲ
前ノ如ク忘却ノ
ニ柔筆抄ハ
ノ仙覚由阿ガ説ノ
巻抄ハ祖述ス
詞ノ如ク
抄ハ
蒙抄ハ浦ノ奥儀抄
集ノ
類聚抄ハ集ノ
外日本紀類聚國史和名
抄ハ

積捨しかしけ侍りしことみえ今予が用ゆるものは八代覚えが本
相もなく妙壽院の校正したまへるなりとかや歌の前書作者のうさ
やく詠点等まさるよ蒼欽夫の本の方よりもまさりて学者の益多かるべきやす
かるべけれども世に寡くしも思ひ侍りしなり○今案するにまいつる堂殿の
上東門院へまいらせられし假名の万葉集は八代覚の奥書にいへる法
成寺入道殿下為令献上東門院仰右京家経朝臣被書寫万葉集之
時假名歌別令書之畢今来普天移之云々しかるのまなにいへり○此本巻
首よ元禄二年臘月経筵侍講弘文院學士林戇庵序貞享丁卯
九月長春院法印武静信處の序あり巻尾よ貞享五年冷泉家の
跋あり拾穂八季吟の別号也

萬葉代匠記　写本　二十二巻　契沖阿闍梨

本書二十巻總釋二巻共よ二十二巻とす西山公萬葉集の世よ
善注なくして其詞義甚わかりがたきを惜ませたまひて
もとめ雅信の隠士下河辺長流よ依らせられしかばおつらくべ

きよしてその任ならずしたまひしかど長流ハその任ならずとんまま
新しもおしこちるゝなりくなめらずはよいつしかやまひとなり
かなくまへ身まかりけれど契沖その長流とはかりのゆかりなれば
その任すべきをまかして長流が果さゞりし万葉の注を契沖作
せんまつりてあらずしかるかもすしけるれども公の盛挙を
よろこびまつりくの長流がなし得ざりし時こそあらましとさするものよ
なりし此今案なくてつく遂よ代匠記二十巻總釋二巻をなしたまひし
てさらげまつりし閑巻第一首雄畧帝の大御歌よ籠の字の訓をかたる
ずして昔よりたゞこのよみ定まれるを契沖さだめて加太麻と
訓じて神代紀の無目堅間を證とせられしを西山公は其卓越
をよろこばせたまひて待ちつゝの素意よかなはせたまふよまた奇し
まませたまひて白金一千両絹三十匹を賜ひてその労らひたまひよ
其後ひのハよげられし序よ見えたり今案するに契沖つひに今井似
閑よ授けし字ともまた代匠記の自序よありしをもしり西山公の和

殊よりも和書にくはしくおはしましけるが万葉集の新註を
仰せられしかどもいとつゝしみのふかきあまりにて世に
たまひけるにはやく万葉代匠記草稿二十巻を編集してたてまつり
たまふ今書写するところあるべきものは公の御けいみいれさせたまひ
かれど世にひろまりたるのちなほもおしたまひておほやけ紀中にも
何誤作文字脱字此点誤如此点などくはしくたまひて見えたりまことに
おしこめられたりしを官庫の御本中院家本飛鳥井家の本阿野家
本紀州本幽斎本水戸校本等の秘書どもをあつめたまひて彼此校讎
あらためたまひしかばなほおほかたはあくしけることにて世に秘本
ども成りてふたゝび代匠記二十巻とはなりて注釈をくはしくなしたまへり
しかれども公の説の玄妙なるところを知らせたまひけるところ
少なからず精撰の草案なりければ残りおほくありしを
ますくはしくいつくしまれたまへるまでも代匠に余力となりしを
ことによく考へまとめたまひつゝ精撰の代匠は西山に

乃ちひろく世に伝へつたへしかし古名の序のごとくそれは上旨序中に
つまびらかなり　○總釋二巻には此集の部類をわけて文字
正訓義訓にいたりてそれぞれつひのべ　枕詞あるひは其餘のこともあり
わけてとりまとめ給へり

萬葉集童蒙抄　写本　八十巻　荷田春満

此集古人註釈の可否を弁じあらたに己が案をくはへて一首ごとに意
蒙をさとさんがためにたやすくことばをもて注釈の中にも
其詞のよしを朱書してくはしくわかちやすくしるせり毎巻東縁信書写の奥
書にいはく○此翁の姓は荷田にして倉氏斎宮と称す契沖の後にまた
國学を学びたる賀茂真淵は此翁につきて学びて著述の書いはまた
ありしも大かた焼失して伝はらず今なほのこるところは童蒙抄伊勢
物語童子問等に校ずる按ずるに萬葉集略解に東万呂の云ふ
まゝ万葉集の古本として考證の一ともに伝へり

萬葉集考　第一第二別記　三巻　賀茂真淵

同　第三、第五、第七　四巻

此集第一第二の巻外に別記二巻一本刊行す第三巻より第七巻までハ写本にて伝るなり○此考にハ一一より伝るなりの巻の次序さだれるなり拾考つく次第はたてるなり○考るに此集今の二十巻にまゝ実にハ一三乃巻し今の十三十一十二十四の巻ゝなりの三四五六の巻ゝなり此巻万葉集にもなりつけらるゝなりとす○みな巻ゝは體古なりきるなりきなりず年月の次もいとゝまぎれなり又ゆ故に除く考つく今はなりあ心すし左の如し

一二　今の十　三　今の十三　四五　今の十二　六　今の十四　これまでと万葉集に

七　今の十　八　今の七　九　今の五　十　今の九　十一　今の十五　十二　今の八　十三　今の四

十四　今の三　十五　今の六　十六　今の一　十七日　十八日　十九日　二十日

右の七ゝ巻ハ家ゝは歌集ゝ万葉ゝにはずはず委しく別記

ゝ○みな　古本新本　とゝも仙覚が考へ合せしはべるなり

なるも雑ゝ巻ゝ中ゆ拾今ハ只板に彫ゝ字ごゝに彫ゝあり

の〻ゝ荷田大人春満ゝ月よりはめくいさゝちきは書ゝ

はゝつゝゝもゝゝりゝゝれど今はゝいゝゝゝ且ゝ

ゝりゝに朱もて古ゝ本ゝ

ゝりゝハ今ゝゝて古本ゝ

字ごゝに彫て印ゝ

集ゝく集は中ゝく又奈良の若宮の神主がもゝ古葉類要

古本の中ゝ入れは外ゝゝはゝ書ゝてゝゝ

一本の中ゝ入つ

○別記ゝゝ考ゝいゝゝ山集の中ゝ古ゝ撰ゝゝゆハ一の巻二

乃巻ゝしゝ考ゝつきてハ今十三十一十二十四ゝ巻ゝハ一一叮撰

ゝれゝゝゝんゝおぼゆ行ゝゝゝ其一二ゝハ古ゝ大ゝゝ

ゝて時代も弦ゝも古ゝゝゝ考ゝハ今の十三一ゝゝゝ時代

も弦めゝも古ゝれは長歌拳四五ゝハ今の十二一ゝゝ

代もめゝも古ゝれは短歌を拳ゝハ今の古き東歌とあげて

巻数法ひ[illegible]ニ[illegible]国のいと[illegible]へ歌ハ國風歌始[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ひ[illegible]歌まゝせものゝ[illegible]ゆかくて今の
五の巻ハ山上憶良大夫の[illegible]集なりん今ハ七十の巻ハ[illegible]もいさ
さゝ古く集の體も他[illegible]異[illegible]ひ[illegible]れど
[illegible]ひ[illegible]の集く今ハ十五の巻ハ新羅へ[illegible]ハ[illegible]人の[illegible]
[illegible]ゆ[illegible]の宅守の茅上娘子と贈答せし歌もて一巻とせ
[illegible]文ハ集めしもの[illegible]
[illegible]ハ[illegible]中[illegible]ハ[illegible]
[illegible]中[illegible]村[illegible]大伴家持の[illegible]入しば[illegible]集[illegible]
家持の集ハ[illegible]ん今ハ[illegible]巻[illegible]四六八九十七十八十九
二十の巻ハ家持の家ハ集[illegible]
集[illegible]ハ右[illegible]六[illegible]の巻[illegible]其外ハ家[illegible]集[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]二十巻[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

いゝ[illegible]
[illegible]巻[illegible]十六の巻[illegible]
[illegible]故[illegible]今[illegible]
[illegible]ハ今ハ[illegible]十三ハ[illegible]
[illegible]今の十一十二十四ハ四五六[illegible]
[illegible]
右[illegible]
天平五の[illegible]遣唐使の[illegible]
[illegible]ハ右[illegible]
ハ十二[illegible]天平十[illegible]
今ハ四ハ十三[illegible]
今の[illegible]十四[illegible]未[illegible]天平十六[illegible]七月[illegible]今の六ハ十五[illegible]
[illegible]
[illegible]十七今[illegible]

勝宝二年二月より十九年此ぞし　末ハ天平勝宝五年二月より二十年の内
天平宝字三年四月のころまで　そを撰びたるか年月のついでもさだまるに
まじくるなれバねにおほかたへに乱(ミダ)れさわがしく解(ホド)けし
其外も代々の作もかく巻の次(ツイデ)のまゝまた多(オホ)かるぞその余(アマ)
又かくおぼつかなきをはいづくもいる年ハあしくなむ○
又元ほんにも仙覚(センガク)が校合の時多く此加以て書いて巻の次のす
加いるハなかよう今のごとくなりんやし　巻(コレ)十四のなるにおよ
バ仙覚もさんなんしかぞろう彼此(カレコレ)なれども今(キン)なの○すく
ハあやめれかれぞすで乱(ミダ)れてありすず又向(ムカ)ふさりバ
いかの次ようゝぶれつらんと　こゝは古今歌集序(カナジョ)ニ万葉集よりし
あすらぐくちくけり加今ろの集ニ万葉のしく七首ずらぬの
序しるしうは万葉ふ加ゝしえぶらんやこれ右くりつらくいよ
し万葉ふ集とりハニニし　其外よくれ巻のするにて代ハ家々の
歌集(カシフ)ならぬつに其中よりとりしを今二十巻ナして万葉集と号す

在は遠ツなりしんこれさも万葉集と家々此集と別(ベツ)に撰ぶべき
所しられど二十巻混(コン)ぜしハ延喜よりはるかなりしん○所さらに今
の十二乃巻よ行人石呂(イハロ)等集古歌集の中になどにハはまく々
しるのし　又云此中今巻々ゟ入乃人丹呂等人歌どものて
と小抜(スグ)れたる多かれどはるか家持(ヤカモチ)の手て集(アツ)めし十年代(キンダイ)の作をそて加へし
又云古今歌集よ万葉の歌十二首入しが其中大歌所の三首ハ此ぞよ
うたひものゝへよりとりしばさてもえたし墨(スミ)けしさ二首あるをも
除(ノゾ)きてく猶七首あるなく○巻首よ大考(カウ)四條に宝暦十年三月刻

萬葉選要抄　二十巻　九本　僧道恵岳

此抄本集の歌全首(センシュ)加のせず初句を挙(アゲ)て注釈あり○凡例ニ云
契沖真淵の説よ昂(ツギ)くいさんやあしくとまりいふこへよひとりも
いさす或人の説の謬(アヤマリ)加りよ　やよハ代匠記考よりよハ万葉ふ考
○うかくて此後序(コウジョ)ニ云　なるはの僧契沖が撰ありく晴(カラキ)とやし　めく次
加くるぞあし　頭(ズイ)く真淵が万葉考冠辞考なども合(セ)よるよこれ

八雲沖が見つる不審なれハ其説があらざるもあれバなりき考つら
せし事物もありけるを見つけたるをまとめる　安永三年六月常陽雨引
山前住僧道恵岳自序　安永八年正月刻

萬葉集傍注　二十巻　同上

本集のかたはらに契沖が説をあげ其餘を自説を補ひて凡例に
云万葉集作者の譜及枕詞考ハ代匠記に詳なれバ今贅せず　誤字脱字あるハ改め或ハ補ひ並に圏を作りて其の
傍に注す　別に枕辞略解を作りて集中の枕辞に於てハ其の
注を加へず　傍注に既にいへるハ選要抄にゆづりて粗その略解を
のす○又云予前に著したる所選要抄ハ直にその歌の解すべき所を
しるし全首をあげず単に其句の五字を出して以て之を標す　拝
行のはなはだ少し一二の紕謬あるを悟りて且つ代匠記
等の説を掇拾しまた己が意を附して以て誤を訂し脱を補ひ
其の傍に注す又先輩及び其他の考ハこれを上層にのす○

天明壬寅林信徴漢字の序　同年松聰閣脩齡序　同年常陸雨
引山老衲恵岳自序　寛政元年仲夏刊行す

萬葉考槻の落葉　三巻　宇治五十槻

本集第三巻の注し上下二巻と別記一巻を附す　第四巻上下翻刻○
此考は一二の巻をいへるハ真淵の考にならひしとぞ○後二位芝山持豊卿の序
天明八年六月の自序あり

萬葉集略解　七巻　橘千蔭

此書第一巻より第五巻までを翻刻行す○凡例に云　万葉集今本字
の誤の多かるを見出るハ却て古きさまを失ひハ傍に書きて其の例○此頃
ハ真淵の巻々此考とよりく　真淵翁の家に伝へしを論せしを
かしこくも其翁の考へ入りしまゝに其説を挙げてみな　又云万
葉考ハ八巻の次を別にしるしあらたに此書ハ其ぞれを今あるまゝに
て又云　目録ハ巻十五までおく十六以下ならざるありて又すべて目録
ならぬもなくなりしよし　仍考が真淵がいへり契沖ハすべて目録な

かしがたかるべし 秘字の事に伊勢物語にひろひ出し 或ハ左注を
とりていひハかへし料簡をくはへけるにもあらざるもあり
目録なりしが如くの目安しよくきこえさるものゝ如くいはれさけに
もいはしんがぬきこえきとこころもおぼしけれどもいはゞ近き
世にせしものなるがゆゑにむかしよりまゝ叶ふやうにふりはるけよ
いへるに 又云今一本にもしかせられ東下りの翁のかくれなきて 挙
とかく付て川にさし世に常にはかる活字のなかに一本として挙
ありし又伊勢物国人がもてる古本に元暦元年校合せらるゝ事本にも挙
さるを今かれたる挙たる校合の字なきをもて文官なる挙
たゞハ代匠記に官なる校合せしものゝ如くかるゆゑし
拾穂など挙たるハ北村季吟の校合せる古本なるいふべきかな
よしまたほかの挙くいふやうなるを挙たるものとせず みな
古葉略要集と挙たるハ東下りの翁の僻案なるの考なりけれ
またハ僻案なる春日若宮神主祐宗なるがひとまかせたるの

家に伝へし古葉略要集は持来りて見せし時此集の文字にいたく
ちがひども校合せしよしいへるく賀茂翁ハ此東下りのなかにて異同
あるをしれたるものして近き比古要略類聚抄といへる春日若宮
の神主の先祖祐茂建長の比川しけると雖修の江田世恭より
人の得たりしがよくいへておのれも閲せしに田略葉集
といへるハこのなをもてやつまじく思へりしかれこの解ハ先翁の考
されたるまゝなり○寛政三年三月千蔭の自序ありて同四年刻

萬葉新採百首解 写本 三巻 賀茂真淵

萬葉集の中より風体なるしき歌なりとり出してそのゝ類なるうち
て註釈なくそへたり巻首に自序ありて次に附記ありて世人の近作
のさまのあるものをもちゐ万葉集を用のそのうへすまじものひがよなる
ものなきかれたる家々の伝へにおもひつけたるひがことを挙弁じて世乃
風俗のうつりゆくやうを神武天皇より当時まで時代の変じたるを
論ぜり○此百首の部立ハ 四季 相聞 は世の恋の部といふに同じ

羇旅　遊覧　古詠　皇居　雑事　宴會　賀　等をわかつ

萬葉集玉の小琴　写本　一巻　本居宣長

今写なる流布するもの萬集一二三四の巻の注し○自序に云万葉集ハ此の国よいにしへのこと〴〵並ひなしあらく書伝へてかれぞねんろんのみんまづへりくそやくよういぬ文字に写しひかめつらの〳〵多るなかのはれ世ゆハ残るうるをとひかさこハうつしもいそすさうひかもどのまふしもおひくなきり給ていうまのかんともすへきの時にめおつれぬ歌なと多かりけるかれら猶もていさゝかもこもり〳〵と此もほゆるさハあれしわひかありし此文字ほりんるおほしものくられそひめつまり万葉ぶかれびのむ〇かなし此ハいまれうをとこし今まさこうれとつよおかひくられかれそひえりこうもと私ねもころよりの方なる国し詞の心ひをもかり〇はたせ同し人乃なりまもうつひそうく猿も今もあかしとさぶめするぶうかけしれどはうハ人〳〵乃のえがてよすわきをめん物えひえさんなど

書につきたる考ともやありけんやこれよりよのすゞあるをたゞはらん人のみかれも

かきわれするものをと撰者してかくまでしけるほりりくきまん人も

○書中よりよ万葉一二の巻ハ古訓の考をもて世よひろまりたれどこよりも下ハ其書いまだ出ず○で世人古訓の說おしはかるの宣長ハ文通もて全部二十巻なかしきもかりしきところ〴〵誤こ返までよひたりのたれそ真淵の說ともいとへれおうへたうされとはれかおぬあらひがたきこ諸ともハてれほ難ずるく

萬葉類葉抄補闕　写本　十五巻

巻首妙法院一品法親王漢文の御序ある云万葉類葉抄ハ延徳年間桂大綱言宣胤の勅撰なとしく模すところなり尓来久く星霜を経るく一二闕巻ありしを浪花の入江昌喜といふもの皇朝の古学を好むるく往歳今よりく其闕を補ハしむるく　寛政丁巳春二月○此書言詞部　七巻　本集の詞ハもしハ上の句或ハ下の句の頭字を挙て以ろは

乃次第にそれ〳〵とのべ侍れば○奥書に云 奉勅法院一品法
親王令謹補權大納言藤原宣胤卿所撰萬葉類葉抄閑言詞部
七卷 寛政九丁巳年三月 浪華入江昌喜謹識于時七十六○同名
所部七卷名不詳如何 奥
書に云 右依契沖つゝ海北若冲に書地篇所編集也且耶加代從今
案而已○外に目録一卷が附す凡例に云 此抄は契沖の没の後
用ゆる日とゝ云ふ〳〵 契沖し代迄記るの外契沖著述のおも
なるべし〳〵 あるべきもの〳〵 ゆゑ此後用ゆ

古葉畧類聚抄 写本 五卷

此書紙が卷數つまびらかにせず今案ずるに五卷なり
卷第八 里 閨 道 衢 橋 井 等の部にして卷末に建長二年
九月十一日書写花押
卷第九 山 岑 坂 杜 草 花 竹 木 等の目録にて卷末に
同年同月廿九日に写花押

卷第十 目録 題 水 河 瀧 海 珠 貝 舟 人 海人 等
以上卷奥書が
卷第十二 目録 題 老 病 顧 無常 由緣歌 無心所着 おもて
卷末に建長二年十二月二日に写花押
卷末 目録奥に行宮 御獵 刑罰 將軍 故都
其餘 [illegible]
此卷が書目録脱簡加之張次前後錯乱最甚手写之次訂之
次者之十餘張其餘不可得而考也 又卷中に別紙多くこれ以下
四張應入他卷此卷目録脱簡不可得而考始入此卷末
○卷首に江田世恭が新写古葉畧類聚抄序あり云 奈良の古京
春日若宮神主の家に古葉畧類聚抄と云集の古本あり云 [illegible]
[illegible]

の神主の家にひめおかれたる其先祖祐茂(スケモチ)神主建長のころかきしを
うつしたる古葉略類聚抄と名づけたる書にて、ところどころ古写し
侍りぬるは此抄の中に万葉一部の歌を類聚せる古今六帖のごとくなるは
より十二巻ぞうせたるもいとめづらしき物なれども、いとおしく、かくて、ちりうせ
んとや今はわずか巻九つぞ八より十二まで紙数すべて二百ばかり
ありし此書は紙数のちりまくなりてのすたりて、かりそめにも、ちらばりけて
ちりうせたれば、よみまどはせつめたりしも、しもそくぞ紙のつづくこともわか
らずなりしを、これ猶に目録などをつけて、いとめでたくなりけるものの
ごとくなしあめり。さるをとかくする程、両氏あらわれきぬやるの
校正しめ、みな是らの考へ補ひくはへて、ちかきころとうつしびらき
書なりて、そもそも又拾遺ひろはば此あまたく此書法則してめづらしき
此本のたぐひたくさやしかくなるやうなることもしられば、つらあまたの功
をしけ侍りぬる、とて此抄は此本のなかにも世に行はるるかぎりある。
き世に万葉の抄とて代匠記つくられたる契沖阿闍梨(アザリ)のわざにて

萬葉緯はつくりたる京の今井似閑(ジカン)万葉新註作りける難波の海北若
沖がまりて万葉の古本にやつめられ中に此抄の名はいまだ聞かず
茂真淵が作れる万葉考のすゑずりてかく此抄にありて古葉略類聚鈔をいい
つたうれども、題号ちかび抄のやうにも見えざる、またみえられぞ書とく
此集は名をのこしあへしかば、おしなべてこそはいひてかけず今昌軌の事
うるおもて金匱石室によりて、よりなく、世にあらはれて此つ猶
ちからんのあつまりもなかりし此うつしして春日の神杯のゆかりて、いかにしても昌
軌がけん。しに二巻ありて一世春も一巻あるべきものから文字うれの事
えかのごとくなるまをつかしよせをとりませて昌
軌の心によりて、これにあるひぬべきためにそめに字せしも是ありく
昌軌の家につたへて此抄のえがたき事を安永六年十月浪速江田世
恭記○此書は古より代々はなく、なかの其題あつめたるしたるく
うらはつけられたる古の巻弊(ガウ)をちからみて蟲損(チヤウシ)の所をばいまな
をもて補(フギナ)ひぬこの其しかし是は藍とせてかかれたる

萬葉緯 写本

二十卷　今井似閑

此書は緯〻名ぶくるゆへ漢土の戰國秦漢に叶る緯書〻ゝるものゝ如く〻〻〻緯ハ經緯の義〻〻布帛のたて糸經とゝいへる如緯〻〻〻故ゝ聖人の經書は〻〻〻ものし兩漢の諸儒書は緯書〻名づけ〻〻の經書のたすけ〻〻〻引用〻〻〻孝經援神契春秋さゝれは信用〻〻〻古注のゝちゝ世ゝ〻〻〻これは七緯〻〻〻今此書も万葉集は經〻〻〻てゝれ緯〻〻〻

巻第十一　新撰萬葉集　巻第十二　日本紀竟宴和歌
巻第十三　真名伊勢物語　巻第十四　和漢朗詠集
巻第十五　出雲風土記　巻第十六　風土記残篇
巻第十七　風土記残篇　全写　巻第十八　諸書風土記　全写
巻第十九　樂詠并郢曲　全写　往古異年歯
巻第二十　近世和歌　近世在於古風之人擬古歌詠歌集千首
奚沖講竟述懐長歌一首并短歌二首　莫囂圓隣新只
○一本　十七巻下　新撰萬葉二巻　真名伊勢物語二巻　和漢朗詠
二巻　右之部者世間刊行有之故略之都合二十三巻名万葉緯
元禄十之年　洛東隠士輯之　藤原定家卿
萬葉集長歌短歌説　写本　一巻
巻首ハ万葉集長歌載短歌字之由ハ[illegible]集全部二
十巻の中ハ今ハ長歌短歌ハ[illegible]字の[illegible]
[illegible]例を巻末ハ濱成式[illegible]孫姫式[illegible]奥

儀抄範兼童蒙抄等抄引ハ長歌短歌の説古今相違の
抄引ハ[illegible]○原本[illegible]一冊者以京極黄門定家卿自
筆本或好士命手書不違二字令書写秘蔵異于他然所不
思議之依巨細申出紙数行ハ字ハ毛頭無違乱令書写則
遂校合説和歌之難義依此一冊始而分明也最可謂至宝等閑
賢擬不可免外見者也　寛文九年臘月下旬　清宗川　正徳五年
未五月廿九日令二校了○按ずるハ奚沖の古今餘材抄短歌のハ
もけ[illegible]抄ハ[illegible]引ハ

萬葉集名寄　五巻　下河邊長流

萬葉集ハ[illegible]名[illegible]
[illegible]自序[illegible]

萬葉集千歌写本　一巻　揖取魚彦

本集の中ハ和哥ハ人の模範[illegible]
歌抄十首ハ[illegible]風作の短

萬葉集浅茅原 写本 二巻 澤真風

奥彦が千歌ゝ分しひて経緯をあ[illegible]

巻上 天象 春 夏 秋 冬 禽獣 方域

巻下 神人之部 相聞上 同下 羇旅 心述 挽歌

実物陳思歌等

○序ゝゝ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

萬葉集佳調

[illegible]

二巻 写本 長瀬真幸

[illegible]

上巻 短歌 旋頭歌 下巻 長歌

[illegible] 本居宣長撰 平春海跋

萬葉集佳調拾遺 一巻 同上

春 夏 秋 冬 別歌 旅歌 恋歌 哀傷歌 雑歌 長歌

旋頭歌 東歌 ほとの[illegible] 巻首に本居宣長の序あり 巻尾に自

跋あり 寛政十一年四月刻

撰集萬葉徴 写本 四巻 田中道麻呂

此書八二十一代集の中又は万葉集のうちより抜き出したる

[illegible]

集の巻数[illegible]

他者[illegible]

者[illegible]

[illegible]

考へ[illegible]

縱横に格物をあらはし上層に撰集の名なきを下層にあつめと
をしるし○後に仮名序の万葉集の歌数
五百八十一首内長歌七首旋頭歌五首し○撰集に入る万葉の
歌　古今十一首　後撰十七首　拾遺百廿二首　新古今五十八首　新勅
撰五十七首　續後撰廿一首　續古今四十七首　玉葉八十一首　續千載
十七首　續後拾遺三十二首　風雅五十六首　新千載三十首　新拾遺
廿八首　新後拾遺五首　新續古今十首　○撰集に万葉の歌相載
ざるものハ　後拾遺　金葉　詞花　千載　續拾遺　新後撰し
○天明元年辛丑四月の奥書有り

萬葉東語槃 写本　一巻　同上

萬葉集第十四巻第二十巻の東歌の詞相五音五十字の次
第をあつめ類別せり但し時代を別ちず仮名相川氏の作

萬葉集答問書 写本　二巻　同上

萬葉集の中に難義なる相田中道麿の問に対し宣長の答へし

萬葉集作者履歴 写本　五巻

萬葉集の歌の作者帝王諸王大臣勅旨諸氏に至るまで
履歴の考ふべきことの有るものを引き日本紀續日本紀延喜式
姓氏録以下諸書相挙げて撰者詳かにす

新撰萬葉集　二巻　菅原道真公

一名菅家萬葉集とも道真公の撰なりしを一説に是善卿の撰
とも按ずるに扶桑畧記に曰寛多院寛平四年九月廿五日菅原
道真公撰新撰萬葉集上下貳巻と此説によれば菅家の師
撰なるべし此書よの中に寛平年中后宮八
歌合せしかども海首真字にまたまひ左に七言絶句と
ありて上巻は首歌に漢字の序有り寛平五載秋九月廿
五日とあり○他者の名なけれども
上巻　春歌　廿一首　夏歌　廿一首　秋歌　二十六首　冬歌　二十一首
恋歌　二十首　下巻　春歌　廿一首　夏歌　廿二首　秋歌　廿七首

冬歌 廿二首 恋歌 三十一首 女郎花歌 十二首 一本無女郎部以

恋部為巻終

○此書下巻の絶句韻字はなくして上巻よりはなれたるなり
拙し 漸くに菅公の所作よりはなはだ劣れり 菅家万葉集
○此書下巻の絶句韻字はなくして上巻よりはなれたるなり
上下二巻は万葉の巻いりまぎれもなき故下の巻は字
のさまも上の巻とはかはれり 菅原の大臣はいとこの
ゆかりなれども菅原の巻にもこれをとりてさしこめる中の
中にもとりわけ下もげよりはるかに七言四句よりのつづ
のこりの巻にもつづけばなやうにはるかにまさる
ぐいにくらぶるに歌字はいまだ下の巻はうの大臣の作なるべし
しかるにこれもまぎれずもの知りたるものの作
ものしるべきものもなくして下の巻はうの大臣の作なるべし
ものしるべきものもなくして下の巻はうの大臣の作なるべし
みだりにおぼえしるしたるものなるべしさはもげものんもそめたるもの

もとづくこころもとなくれ序も下の巻のハ行の句のうけたるもの
もとづくこころもとなくれ序も下の巻のハ行の句のうけたるもの
○按ずるに藤原明衡の新猿樂記に曰古萬葉集新
萬葉集古今後撰拾遺抄諸家集等以見孫子云云此古萬葉新萬
葉集とは万葉集ハ万葉集なり 巻尾に寛文七年三月とあり

三代集

古今 後撰 拾遺 おなじ代集なれども○法皇代長草子云云遠
ふる古今は撰拾遺を三代集と号す以往ハ万葉集相和くるつゝ
代集と号せり 拾遺抄用ふる○万葉和
古今集の歌は撰拾遺より拾遺抄用ふる○万葉和
ふるこゝろ○暗くの世にはの集
ふるこゝろ○暗くの世にはの集
のやうにはるかにまさるなり 撰拾遺
のやうにはるかにまさるなり 撰拾遺
ふるこゝろ 撰拾遺 ○千載新勅撰 後千載と二

六巻

余家に八代集より

八代集　十六卷

拾芥抄に古今集　後撰集　拾遺集　後拾遺集　金葉集　詞花集
千載集　新古今集　已上謂之八代集　○写本奥書に右八代集為
備證に以数本再三令校合畢　文明第八三月中旬　牡丹花判
判本奥書に　正保四年三月刻

二　四代集　廿卷　一本

舊名八代抄にて定家卿八代集の中より撰出せるなり
古今　五百八十九首　後撰　百三首　拾遺　二百十首　後拾遺
百二十首　金葉　二十四首　詞花　二十一首　千載　二百四首
新古今　五百五十八首　此内合点歌二百八十六首　都合一千七百九
十一首　黄点歌勅撰抄後鳥羽院御撰之内也　巻尾に承久元年
九月九日民部卿藤原朝臣　又奏議状に位階行房兼伊豫守藤原
左判の奥書に安永四年九月刻

八代集抄　百八卷　五十本　北村季吟

此抄第一卷より第八卷まで　古今　第九卷より第十卷まで　後撰
第十五卷より第二十卷まで　拾遺　第二十一卷より第二十八卷まで
後拾遺　第二十九卷より第三十一卷まで　金葉　第三十二卷より第
三十四卷まで　詞花　第三十五卷より第四十卷まで　千載　第四十一
卷より第五十卷まで　新古今　○奥書に云　茲於古今集直載古
抄其餘之七代集或襲先達之註解或用前人之訓説従為
百八冊名曰八色抄刊布而寿於久遠嗚呼吾薄識浅見安
足窮其淵微唯欲為童蒙之輩行千里進一歩之禅也居蓬
蒿而置言於勅撰之和歌竊比種玉老人訓釋萬葉書云
天和二年　仲春時正日北村季吟秉筆於拾穂之菴下　○按ず
るに奥書に八色抄と名づけしいつはりのなきなれども集
ごとに表紙のそれぞれ心目なるべしもの
しらずして搜索のたよりとせんとてのものなるべし　○此抄古今

集の巻首にこの集は故金五口基俊卿より五條三位俊成に伝授
の故にて京極黄門院禁中院秘口訣二重三重に伝
出でて不審齋宗祇牡丹花老人などの伝授のけにて十箇條の
制詞ばかりのこされさて季吟にて霊端院はこれの所
に伝授らるべく彼不審齋より九世代血脈ばかりなれども
其後代の説は彼十ケ条の制詞をとりくみてせんこうも任意の
為に異説を思ひ出でよ今は古説はかりにて伝のまちまちなる
外の説中納言雅親卿の説は家説の説なり其外は藤原俊成卿
おのおのの家説なり其外は藤原俊成卿の説なり其外は藤原
定家卿一代の説なり其外は藤原為家卿の説なり其外は藤原
一位為相卿の説なり面々なるべしこれを伝授
こうしれば伝授の説なり
つくづくおもひ合せて一人伝授のこの
とうりにて八代集の教授の一伝のこれもこの伝のすぢなり

こうの制詞とりてこれをこれをこれをこれをこれをこれをこれをこれを
ぶるしおのおのの解案物語客説おのおのの外のおのおのの
くはうれしおのおのの解案物語客説おのおのの外のおのおのの
故の名味はひめ書にて学者のたうとうせうとうとうとうとうとう
なびきぶしめんとうとうとうとうとうとうとうとうとうとうとう
行にて○天和二年五月上本すは代集の手数凡九千四百分の内
一巻五本　宗祇法師
九代抄
拾遺　拾遺　金葉　詞花　千載　新古今　新勅撰　後拾遺
以上九代の集なり一千五百首の歌なり
もものし○奥書に右一冊後拾遺新勅撰集只拾遺眼銘
肝之作書者一千五百首九代物也文亀第三暦孟冬上旬夢菴
拙子在判
九六新註
これは九代の集と六家集なり合せ物にて歌ごとに伝にて

一巻

作者牡丹花肖柏通村なり

十代集抄　一巻

八代集のうち古今集以前撰者き形勅撰後撰古今以外にて抜出しなるべし撰者いまだしるすず

十三代集　五十巻

新勅撰　續後撰　續古今　續拾遺　新後撰　玉葉　續千載　續後拾遺　風雅　新千載　新拾遺　新後拾遺　新續古今　已上十三代集と稱す

二十代集抄　一巻

書ハ二十一代集の中古今集以前抜きて今以抜出しなるべし撰者つまびらかならず

二十一代集　五十六巻

八代集十三代集以合せて二十一代集と稱す目録拾芥抄なり

二十一代集分類　五十巻

巻ごとに次第よりそなへ部立のまとまりごとにしるすもの

古今和歌集　二十巻二本

六十代醍醐天皇の延喜五年四月十五日詔以奉しく御書所預紀貫之棟梁となしくくられ以ちて大内記紀友則前甲斐目凡河内躬恒右衛門府生壬生忠岑等うれ以ち假名序ハ世貫之の名高く紀淑望これを書す第系系ないしぬ歌えら但一七首ごと古のハ名以ちず或ハ左よ以ち當帝の作製と入ず延喜五年作以ちず撰者の内大内記紀友則ハ世貫之の後部なり四ゆゑもき集撰者を撰ゼ延喜五年の二月より十一年にいたりて卒せられしゆゑ紀友則身まうりて付よめよ集と名づくるハ集の假名序なり

なるべしなほ世もつてこれをくくみこれ万葉集こゝにぬかれたる
ものゝなりしかるにめなれしくれんこゝろくこれらの文ゝくの
ふみをくこゝろ○真名序 右各献家集并古来舊歌曰續萬葉集於
是重有詔部類所奉之歌勒為二十卷名曰古今和歌集こゝに
ゝりく按ずるに集こゝにはじめ八後撰新葉集にゝづけられくはの
万葉ふるものゝごとく部立のたゝかなるゝ部立のたゝかなるゝ
ゝ部立しく古今和歌集にゝ部立あらはるゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
名序の他者紀淑望八中納言長谷雄の四方なり一説ゝ八貫之の巻子
なるゝしゆへゝゝゝゝ集のゝれゝ序ゝ他者ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]
[illegible]序なり　小野皇太后宮の御方　[illegible]
[illegible]の御方　[illegible]
玄上自撰大概おもふ故禪閤作せられ　[illegible]
[illegible]
の證なり　奥書[illegible]
[illegible]
[illegible]

顯昭の古今集の注は定家卿の勘かんがへらるゝ慶融ハ為家卿のよし

古今和歌集鈔　六卷

巻首は古今和歌集両度聞書にてせうせいハ宗祇法師東野州の講釋ハ此ものゝ文明四年東常縁の跋にて万治元年七月上本す

古今和歌集深秘抄　六卷

真名序の末に応安七年受ける宗祇奉書此一帖以被見常縁所存少加筆加詞者也門外不出一思右之いにしへ仮名序の詞耳　文明四年五月三日平常縁左判　文亀元年九月日　宗碩左判　文明十四春正月日　宗祇夢菴判　二十卷十六本

古今栄雅抄

飛鳥井雅親入道栄雅の作にてもつぱらず此書真古今秘密抄と

古今抄延五記　二十一卷　尭恵法師

古今集一部の聞書なり奥は尭恵の名ばかり真名序の奥は永禄八年乙丑二月尭恵自筆の本なり重て校合す　日次ゆゑ丙寅の四月より至くゝ尭憲法師の本なり校合すゝしの奥ばかりに○延五記と号すゝ集延五五記と号すゝ

古今序註　十卷五本　了悟上人

仮名序のみなり應永年中浄土宗の僧了悟上人作し了悟ハ和歌の道に頗る深きゝ作なり巻末は應永丙戌仲秋了悟謹之六十六歳と了悟謹ハ聖冏関東佐竹黨の人のよし

古今集傳授　一卷　今川了俊

はちすゝ了俊の言塵集のうちなるものゝし

古今餘材抄　三十卷　契沖阿闍梨

真字序ハ漢字ばかりにて契沖の自序にてやゝ釈

[illegible]假字[illegible]ひらがなの[illegible]
[illegible]ものハ歌のうらよ[illegible]
[illegible]て彼二書の[illegible]
[illegible]餘材拙[illegible]ハ西山公の作[illegible]万葉の代迄記つ
[illegible]時代[illegible]の跡書[illegible]籍等[illegible]
家[illegible]ハかれ[illegible]ず[illegible]の材木[illegible]
考[illegible]ものの[illegible]
[illegible]序の[illegible]

古今和歌集打聴　二十巻

此書ハ賀茂真淵の講記[illegible]古来の諸注ハ翻[illegible]
[illegible]古書[illegible]
[illegible]の時代[illegible]考へ[illegible]神家[illegible]
[illegible]序の中[illegible]
[illegible]の餘材[illegible]
毛利家[illegible]

[illegible]校[illegible]の考[illegible]
秋成上本す

古今通　写本　二十巻　十本　五井純復

此書古人[illegible]の説[illegible]簡[illegible]以く[illegible]

古今集真名字解　四巻　菊池春林

古今集一部[illegible]真名[illegible]の字義[illegible]の意[illegible]
新撰万葉　古事記　日本紀　続日本紀　三代実録　文徳実録　万葉
遊仙窟　史記　[illegible]　拾遺　拾芥抄　江次第　文選　白氏文集
[illegible]尾よ　明和壬辰中冬於洛陽下出雲寺道祖神
祠下隠士菊池春林述[illegible]

古今和歌集鄙言　六巻　尾崎雅嘉

古今集の歌[illegible]俗語よ[illegible]

の餘材おほきなるべしかるに弘法大師の仮名序ありて假名の
おこりてもっぱらこれを用ひ来りしかるに思ひの一途にくるのみなるべきなり

古今和歌集両序鄙言　二巻　同上

假字序真字序ともに俗語に譯し故に仮名序のみ用ひ来りしかるに真字序のみ
て用ひ〻俗語にくるせハ叶雨を阿闍梨自
筆の巻物にせり

古今集遠鏡　六巻　本居宣長

世もっぱらこれを俗語に譯し一二三のまきを
つけくるれ用ひ上下を巻つくるに長歌ハ譯を省けり又
餘材おほき聽等の注ハ〻けだしこれ餘材なり〻〻
の譯例を挙ぐ

後撰和歌集　二十巻　二本

二十二代村上天皇の天暦五年辛亥十月大中臣能宣清原元輔
源順紀時文坂上望城等をめしてこれを昭陽舎梨壺に於て
万葉集ならびに古今集のごとくに
一条摂政伊尹の藏人所の別当にてこれを
源順つかさどりて寛和二年丙戌
○此集證歌のごとき仮名文の始
紙これハ紙ハ本のごとくこれ
季吟ハ代集ハ用ひしこれハ仮定家のこれ
なりしこれ勅撰あるせ
れたりしかしこれ
十月晦日に昭陽舎にて
僧侶大隣大中臣清宣河内様清原元輔学生源順近江掾紀
時文坂上望城等を御覽の為梨壺五人に
二日辛巳あり

後撰集　四三日今撰集作る　天徳二年九月撰集　天暦五年撰集　千三百五十六首

雜　自一至四　別　旅　賀　哀傷　○歌数　八千四百二十首

春　上中下　夏　秋　上中　冬　恋　自一至六

後撰抄

奥書云此書中院入道大納言少系不令撰作之ことを示す仮名序有他人而已○又古書目録に歌集抄とあり

拾遺和歌集　二十巻　二本

六十六代一條院長徳四中大納言行成撰　花山法皇撰

仁拾遺集序通俊云花山法皇撰

一巻

しらべの法師や但新古今序の通ひむら法師よりすぐれ仏世を通る人

奥書云文後に仲秋中旬以七旬有餘之盲目を以愚本書

之八箇日終功集世之所作を指南仍而多旧本校合仍之

取其要猶非無不審物　五百九十四首　其中　恋上　中納言行氏

かひなくてへにしかたをかなしみて

歌を無人に撰ぶ　紀友則

我やのきはにはなさかりけり　赤染衛門

けこ首集に不見歟し　五百九十二首集抄されて遠　葉門聽覚判
抄に○剃髪前後の作判　○はやぶ抄に云古今以後の作の中に入る
万葉の作なれば入る　○長明せる抄に拾遺の作歟入
ず　○長明せる抄に拾遺の作うれ作このかたのちの
てこりりくるかくりくりくこの人の書集めたんこうかなは
閑に拾遺系は作者のくこの人の書集れ抄
はやはうちきくくれだつおどせくるれ抄ごけこ集れ抄
拾遺系は今は系けりと延喜乃はやでのはうけくくくもあれど
たまくはくくしみこもちの作はかくはきいづくく
くくばかりすがきくくめるこの一つこけこ集よくかなど
りしくくこの歌でかくはよくあやまりてくくくくくはだ
万葉くくくよ　○部立　春　夏　秋　冬　賀　別　物名
雑上下　神祇　恋自一至五　雑春　雑秋　雑賀　雑恋
哀傷　○歌数　八重作抄に千三百五十二首　紙数の間に

拾遺抄

紙数の間に拾遺抄に歌五百八十六首　花の尾勅撰　一作に集
八花の尾抄八に作　○あるは拾遺系の異本に八
抄に五百九十四首　上二百三十五首　下三百五十九首　○作者
系に抄しつの作　部立の作　ここの作は抄に
作くくくくくく

後拾遺和歌集　二十巻　二本

七十二代白河院の應徳三年九月十六日中納言通俊つ撰進せしこと
出ようし先承保二年九月より集撰ふべきの詔命仰けなりと
いへども公務よきまぎれて執筆仰つくし難なく九月より撰
ひ終りて十月中旬に奏後せしに御感ありて抄物に依ぶ多抜おのよ
し望まよりて其年十二月堀河院受禅の時撰ばれてくわ
寛治元年正月に至りて奏上ありしに堀河院勅命ありて
拾芥抄等にあり○通俊の序に古今集撰ばれし序
およ入ちもじの家乃集をばこれ物のうちにみなしつぼの
内の人よりひてしたがくしなるものにこれめの人の歌ばかりと
して今世のことをこのむものどよりいてまで目よつきんこれ
とぞいふなり○八代集撰ばれ物語集撰ばれしわ
ぶ俊つと撰ばれしけなりこれ未代の不審し
とあれどもげるあらしし後集ハ天気ようしらず通俊これ

ばかりを撰ばれしなり○代集證かの代名よりこれ撰ばれしなり
○焼表紙の奥式に證ばかりの撰ばれしなり　奥書に長治元年正月十九日以
礼部納言自筆本書手件本奥書に寛治元年九月十五日於敬
家世乃京下所校定是在世ばかり遠今と百餘首不可信用
件本其由奥書目録序　通俊　又寛元元年又寛元二年　実正二年ホ
の奥書に○袋草子に拾遺を未代紀撰の集なりとしるしぬ
彼ハ拾遺の誹謗ありの序別撰しなる新撰なりとせしに
なりと新撰これ撰入なし手抜しく不審也　件人今四首皆以肝
撰よ流これ耳目の得也○八代集ばかり拾遺今系系の
ばかりはずのしおほく平懐なり新撰ぬきてなりきなりハ又遠
○阿仏房ばかりは拾遺ばかりはこれを撰
ばかりなりこれ撰ばれ物語ハ別
なりしなりこれ撰ばれ物語ハ別
なりしなりこれ撰ばれ物語ハ別
なりし

[illegible]

[illegible]

金葉和歌集　十卷　一本

七十五代崇徳院天治元年白河院の宣旨以て前木工頭藤原[illegible]
[illegible]
奏聞すること[illegible]
奏聞すること[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

なり夫中の字五首脱漏せり○部立 春 夏 秋 冬 賀
別 恋上下 雜上下 連歌○歌数八千五百六十九首 又連歌
作者三千六百五十四首 此外連歌十九首

詞花和歌集

十巻 一本

七十二代近衛院天皇の崇德院御門なりしかるに世なかひてはの勅撰
なく九条大臣頼通公の頼通卿奏すれども遠のはかばかしくなりぬ作製
おゝ花園院御盛衰記の除きたまふすれども法師
勅撰作法なく藤原頼通卿の命ありて撰ませられ
補八條院夫頼長の子なり法師頼長卿はかなどの如く和歌一
流の祖なりしかば係系しいつ○奏後のち八布目のもと伝のま
子よ頼補のつれりまくハ世に捨芹和歌なるべし○捨芹
物語は撰ばれば作者入れ古今伝者不入るべく○詞花集の名八古今
の序よ夫和歌者託其根於心地發其花於詞林者也此伝

例用ひ〳〵詞花の字ばもとめ〳〵名付しれり○一本奥書ニ
以前藤大納言為世卿本一校畢以大貳重家本写之 作者并歌数相
叶目録無相違 校本ニ奏覧之時雖入依勅定被止寄等有く今七
首ハ撰ばれて詞花集ハ撰者もこゝかしこ才学もすぐれ
おゝ〳〵ふ○部立 金葉ニ同〳〵○歌数 八雲抄ニ四百九首

千載和歌集

二十巻 二本

八十二代後白河院の院宣ニ藤原俊成
八十二代後白河院治承四年四月廿日ハ白河院の院宣ニ藤原俊成
つくれ奏す遁世の人撰ばれ歌式ニ准ずるく此集序ニ
有後ちゝ書ふ○二月ニ院宣ハ下さる三位中将平資盛ニ
ハ撰ばれ○明月記ニ文治四年四月廿二日戊子晴己刻計入道殿令
参院給為勅撰集奏覧也 日来自筆御清書白色紙紫檀軸貝
鶴丸 四雑表紙 組紐外題中務少輔伊経書之納宮蒔繪 廿四日庚寅
入夜權尚書定長奉書ニ撰者之詠之少猶ニ四十首可副進ニ

可撰進之由有御返事云々○假名序後成で他人の汁の字を拾遺
集よりひのこされたること上巻のころほひより下之ひの今こそ
こまでのやまとうたえらばれてやりべきおほせごとなんあるり
の序にこそこのことをもちひるをもとびせハしものぐ
まうなるよなんれるより也○今ゆるもてもちる
よりぐさんなめり集ばかりづけく千載和歌集にりよりこのし
の秋なぐのなめりとぐるよりしいそなりてめりんるる○代表
草子云金葉の名ア心中傾思其故佛欲入涅槃之時世間金葉花
雨云々以之思之金葉の世に流布すハ不吉なれ〳〵集のね白河
院崩ゞ撰者又逝すみな羽田の羽の字ハ音死の音に似る禁忌
にうしあるべ人ハにまれ雖なれ或ハ此名の不吉也宗祇外近
の序歟きにのとくいてくる生二代の集其名ハ俗語にて集ハ千載
と祝義なるべくあづけたるよ○字ハ要なし或ハ秋一そと
のす○部立　春上下　夏　秋上下　冬　別　旅　哀傷　賀

恋自一至五　雑上中下　短歌　旋頭　物名○歌数　八雲御抄云千二百八
十四首又短歌有之

新古今和歌集

二十巻四本

八十三代土御門院元久二年三月廿六日はるの院宣よりて参議右
衛門督通具大藏卿有家右近中将定家前上総介家隆右少将雅経
撰進す寂蓮撰者よ入といへども奏覧以前に卒去すれ歌ハ上皇
御合点にて定めゝ其故に序に書策のうしゆうのたびの撰者
は撰集梨壺五人の例にならひて五人に定められるなの雖なれ
の撰しかは和歌所の風儀源家長同寄人なれ原は能勝長明故原
秀能し假名序ハ後鳥羽良経に真名序ハ良経に命まりて大内
言茂原親経てこれ撰書す親経ハ日野家嫡流の儒者し○これ序の
但云むし今ハ撰ばれ〳〵ずたかきいやしきにかきしハずめるへぬ
外仏のこのそもうぶれたの義ハ仏〳〵ことてもそでひろくれ〳〵ん
いまゝ〳〵あはれ〳〵むこと万葉集よりれ〳〵ばれなのうづ

古今集ようこのかた十代の集よりいれるなかにこれ初の十三の巻
ニ〇元久二年三月より竟宴をはじめられ建仁元年六月撰ぶ
べきのこと仰せ下されて撰ばれ或ハ止められ或ハ始められ入るべき
已上明月記の趣し〇拾芥抄云撰ばれし人藤原定家朝臣従五位下右京大夫
所謂通光大納言或ハ左衛門督〇奥書ニ云かの寄五首入る
かたのことこれハ隠岐のかたに改め直させたまふかたく書目より
隠岐かと称すと〇阿仏房日記云新古今ハ扶桑拾葉集よりのせられま
へて〇阿仏房日記云新古今ハ扶桑拾葉集よりのせられまへて
おらざるべき歌の意ハ仏ひろくきしなんとするむねのけしき
なるべき歌ハ入れすべく歌のけしきなりのべ
して新勅撰ハ名ばかりなるべきまでけしきをとられなり
ばかりけたまふ仰せ〇ハ普光園院の近代風体と新古今ハ
おりしろき集ハれ歌人の人ろうろうの人ハ寄ばかりの
いとけうとき歌ハ世ひろの百首の作者まで撰ばれ

くハ名人の歌撰ばれ〇勅撰ハ拾遺まで撰ばれ〇ことさき但今
ハ金葉詞ハ千載新古今など撰ばれたるなん仏のたまふべきけしき左
様ハ〇もゝ代ハ近代のおもかげ〇資慶ハ撰ばれ新古今ハ
ばかりの人ハ撰ばれ〇資慶ハ撰ばれ新古今ハ
つまりて慶ばれ〇ハ五拾年ばかりの人ハ撰ばれ
らるゝ人ばかりあれ〇部立 春上下 夏 秋上下 冬 賀
哀傷 別離 羇旅 恋自一至五 雑上中下 神祇 釋教 〇歌数八
雲路抄云千九百八十八首万葉歌入る古今歌皆不入
新古今和歌集抄 四巻 平常縁
巻首ハ新古今抄抄云四巻抄云〇奥書ニ云此抄書
連之説先達之説少〇又加了簡書置一冊也云〇平常縁ハ判
〇慶長二年丹山隠士玄旨奥書ニ云
新古今増抄 二十巻 加藤磐齋

海首もとめよ古抄の沒なけげ次よるべくしの考へ何古るせう鑑
齋の自跡ひろ○資共ぶつに校ゝ新古今四卷おのし 盤齋
増抄もろくしすゝく

新古今集美濃家裏　五卷　本居宣長

門人大矢重門吳法ふ
ゝ集の歌ぶれらぶとゝ
ゝ家ぶるゝ
ゝてとゝ
ゝ
ゝ

入道前太政大臣○宮仲務勅撰集ハ集よおほく武士のよみ入られ
たるを夫名ゆ宇治川集とつけられしなり○ハ十ゆ川上
ゆ後成ゆ女御息ゆ勅撰ハかれぞ三ハ中納言入
道なりぬ人のしていはゞ
ひさかたのめてゝ伊勢ゆ
き院ゆ製ていもめられることもしひりゆ
えゝしゆつ長ゆ
えりかさせたゆ歌七十首とゆ
ゆえいひきゆ
先ゆ書置ゆ
月九日頓所　右の消息のゆ
順徳院ゆ
客なゆ関東のゆ
百人一首の

伊勢ゆ載ら
ゆ入ら
ゆ伊勢ゆ
ゆ勅撰集ハ定家ゆ
ゆ集ゆ○光廣ゆ
ゆ○部立　春上下　夏　秋上下　冬　賀
羈旅　神祇　釋教　恋五　雜上下　○歌數　拾芥抄ゆ千三百七十
一首此外短歌四首

新勅撰　抄　写本　二十巻　沙門乾真

此集一部の註し乾真宣阿ゆ梅ゆ又梅月堂ゆ号ゆ草菴集諸
解家ゆ作者し

新勅撰集抄　写本　三巻　沙門契沖

一名難勅撰又新勅撰難注と号ゆ集の中ゆ
勅撰ゆ
の消息ゆ

とも奉らう○奉ちうの元禄十二年五月廿六日　摂之江南沙門契沖

新勅撰和歌集抄　八巻　沙門祖能

はおのれ宗義の沖田心業しりし人のまねぶべきを取撰てて筒と
くえてまことしけき書中より梅月をのおを御しまつりのおを
まもるもろもろ澄月の序を寛政十一年に本す

續後撰和歌集　二十巻四本

八十八代は深草院宗尊の七月日勅撰ちゅう建長三年十月廿七日は
鎌倉の院宣まもりく民部家てうれ奏すること拾芥抄
ろうろう○今川了俊は撰集ハ歌家てうの撰しられしを新勅撰の
餘風残ることく其ほかの集ハしれ撰者ちの私曲をてうくしらく
すしいかよおもむきうしやく○光雄つり抜き後撰撰ハ初中は
雖正しき人ハ了ちうり常ようはたちうづしず○部立　春
上中下　夏　秋上中下　冬　神祇　釋教　恋自一至五　雜上中下　羈旅
○歌数　拾芥抄に千三百六十八首

續古今和歌集　二十巻三本

八十九代亀山院文永二年乙丑十二月十六日は院宣の院宣にて撰ちゅう内
大臣花園基通入道民部卿花園家の撰花園家の入道右大
臣花園光俊の長は名真觀四人これ撰す假名序真名序ちう假
名序ハ花園基家なり萬葉集の内十代集の外のこれ撰す
或ハ三嘉三年三月西園寺は撰ちゅう庚申御の次第あって勅撰
ちゅうず為氏ハ撰ちゅういてど勅撰ちゅう融覚為家法名
ハ勅門の撰者祖父俊成ハ千載集撰すの例く外に求めず
らずちゅうくなりすぎけれども弘長三年は撰者五人撰ちゅう
らず内前内大臣家良公奏後以前早世○集ちゅうめハ為家
了ちゅう詔あり撰者撰ちゅうれよ撰者撰ちゅうれ述懐ハ
歌ちゅう玉葉集ちゅうの基通ハ性ちゅう通公の孫し為家ハ
撰の孫光俊ハ葉室家の歌人性ちゅう真觀宗尊ちゅう和歌の撰し
おもれ撰ちゅうれ融覚ちゅう○假名序ちゅう古今の序と

撰ばれしためず四人のともがらなれども、これらは皆もと
万葉集のうちナ代集の外なれば、ひろきもしらぬ○りめてもあ
たてかりもむもとくとくとく

玉葉和歌集　二十卷　四本

九十四代花園院正和二癸丑八月伏見院の勅撰に依て大納言為定卿撰ずる所八代の外の方撰ずる所八代家の孫にてつくれが奏す上古より今代の外の方撰ずる所八代家の孫にてあ敷のゆゑ○之光院之集のゆゑ風体ゆゑ八風雅集歌のゆゑ

き八玉葉集之〳〵○部立　春上下　夏　秋上下　冬　賀　旅

恋自一至五　釋教　神祇　○歌数　拾芥抄之二千八百二首

續千載和歌集　二十卷　四本

九十四代花園院文保之〳〵勅撰四月十九日北宇多院の院宣之依て

特大納言為世卿撰ずる所千載撰の方撰ずる

て後千載とあ世の撰せ〳〵れ〳〵〳〵○部立　春上下　夏　秋上下

冬　雜體　羇旅　神祇　釋教　恋自一至五　雜上中下　哀傷

賀　○歌数　拾芥抄之二千百二十首

續後拾遺和歌集　二十卷　二本

九十五代伏見院之自正元勅撰之年七月二日編音撰ずる民部卿為

為てこれが撰ずる所ハ撰ずる所ハ正中元年七月十七日

為て蒙去の間子息花中納言為定卿撰ずる所ハ正中二年

十二月八日これが奏覧ず〳〵勅撰なずるの後なり或云為定

ハ為世卿子〳〵〳〵為定の叔父なり○部立　春上下　夏　秋上下

冬　物名　離別　羇旅　賀　恋自一至五　雜上中下　釋教　神祇

○歌数　拾芥抄之千三百四十三首

風雅和歌集　二十卷　四本

九十七代光明院貞和年中花園天皇勅撰し叶之貞和二年丙戌十月

九日竟宴ずおこなはる竟宴乃例ハ勅古今元久二年四月為家卿之

撰ず古今竟宴第之ゆゑ真名序假名序ともに法皇の序

作し此集の法ハ青蓮院入道二品親王之為ゆゑ

〳〵ほとゝぎすの名ハ伏見院の御

けてしきこゝろをめぐりきんゝ

せりとく〳〵和二年十月九日為兼卿とりあつめ〳〵○櫻雲記

[illegible]元年 北京貞和三年 今年北京の風雅集撰ばれ宗良親王
これが撰く是より先の後拾遺集撰ばれしかども
て作者の漏め今また田舎よりも撰者もお定にハ漏れ
ばと歌きく

いくかりの身ハあもなくめぐりあふくのこゝ[illegible]
このたびハかぎりなきもうらぼなくうのこゝ[illegible]

○部立 春上中下 夏 秋上中下 冬 離別 旅 恋自一至五 雜上中下
釋教 神祇 賀 ○歌數 拾芥抄に二千二百十首

新千載和歌集

二十卷四本

九十九代花光嚴院延文元年六月十日勅撰四月廿一日四季
の部定これが奏聞す御遠給ひ倫旨に依て入道大納言為定
つてこれが撰す ○綸旨案 上古以来和歌可令撰進給者依天氣言上
如件 六月一日左中辨時光奉 進上御子左入道大納言殿 ○為定
ハあなたの婚ものしいでもお久早世故祖父お世の流れつけ和

歌ばかりをこゝろしる○之光院の勅撰集ハ歌ばかりの撰集
ばかりなるべしと世人の悪ばかりなるべし 肝要かり
○部立 春上下 夏 秋上下 冬 離別 羇旅 釋教 慶賀
恋自一至五 雜上中下 哀傷 神祇 ○歌數 二千三百五十八首

新拾遺和歌集

二十卷四本

九十九代花光嚴院貞和二年二月二十九日民部卿為明に綸旨ありて
てこれが撰すなり ハ弁資定 同四月十六日事畢 同二年四月廿日
四季六卷 旦奏聞す 返納以前同十月廿七日撰者逝去 仍て
の者ばかり 頃所ばかり 無雜の部ハ撰ばれず ○拾芥抄
に勘解由小路二品為ていはく 撰ばれしかども
日内に武家に作せしめ ○八月十五日和歌不五條室町に武家より
ばかりに不以綸旨撰者に ○撰者為明ハ為
てのみにくき世の孫 為定の孫 為氏の子
新後拾遺和歌集

二十卷二本

一百代は永驩院永和元年倫命なりしより左中納言為遠卿
を撰す○拾芥抄云六月廿九日是刻倫旨到来其詞云上古以来和
歌可令撰進給者依天氣言上如件　資教謹言　六月二十六日
左衛門權佐資教奉　進上御子左中納言殿○為遠卿は為定の嫡子
なり此集編纂のうち永徳元年辛酉八月廿七日己刻撰者為遠卿
薨せられ翌日十二月為定卿撰進せしなり
勅定にしかくて永徳二年壬戌二月十七日四季の巻且奏覧す和歌
これ所の内に奏云十二月撰功と終く返納す数返錯乱大略斉
撰せしなり慶長三年乙未元和元年甲子十二月更に返
納す同二年乙丑二月十五日撰者為重卿人のおん宮殿
ハ二條大相國良基公の作なり序は拾芥抄に納言為重卿
にせしいう一説今は為定卿なるも武家と作せりなり
公は公方義満公なり市中なり
とまれ為重卿おのれの孫なるおみけふおん宮の姪男なり○部立　春上下

夏　秋上下　冬　雜春　雜秋　羇旅　恋自一至五　雜上下　釋教
神祇　慶賀　○歌数　千五百四十八首

新續古今和歌集

二十卷　四本

百三代は後円融院永享年中倫言より依くに拾芥抄大納言雅世卿
勅言これ撰すと名序ともに一條摂政兼良公の作し○拾芥
おん上古以来和歌可令撰進給者依天氣言上如件　資任謹言
右中辯資任奉　進上　飛鳥井中納言殿　同十年八月廿三日四季
奏覧同十一月返納す○撰者雅世は雅縁のようにて栄雅の父
なりしかの撰ずしかるに○假名序ともなりしかるに
おん序つの万葉ふ和歌ちぶめ
でおほやけごとにしてしかるに
たびのかんなりしかるに
そうめいにて○序の何よ廿一代集よりとりしうの○之是仮序
はしまの集よりはるき八代集古今このき

うゝ○部立　春上下　夏　秋上下　冬　賀　釋教　離別　羇旅
恋自一至五　哀傷　雜上中下　神祇

續古今玉葉風雅校書　三卷

第一　續古今　第二　玉葉　第三　風雅　此三集の歌ばかりをあつめて連歌付合ばかりをよせ西順自筆のかぶるく刊行せるものなり

新葉和歌集　二十卷四本

南朝は村上院の時よりは醍醐帝の時除長慶院の弘和元年より後は宗良親王これが撰せしゝ歌集なり八代帝の時なるし歌集なり和歌の道ばかりに関せざるなり○巻末に勅撰集に擬せしゝ綸旨御載せり○假名序宗良親王の所作なること呉竹の子人千代よつゝかなりてもゝ代のみゆるはしたしてハかなゝちの志ほよもゝちあまるこゝろ物ちさものあうるゝ心むしハゆゝのくさうゝふけきるまきれきんばかりのことに

うめゝる今ハけまの舟のさりぐさ　ふもかけまぐさ　うゝ山老のゝとも
なぐさめうゝハ赤の世さてものこゝんなめゝ元弘のなぐめう
弘和ハ今よつゝるこで世ゝゝ　ゝゝのぎとゝハうゝ世乃あひぐうけ
ゝるこびたゝまりつゝく物ゝ　ゝゝ世ゝりあゝいたゝゝ世ゝる
のゝとゝ物ゝ　ゝゝひゝぐゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝ物集和歌集ゝのゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

私撰類

新撰和歌集　四卷　紀貫之

此書八古今和歌集撰集のはじめとしてこれもすぐれたる歌ばかりをぬきいでゝ中納言兼右傷の務の蔡朝の勅をうけたまはりて紀貫之に命じ給ひ撰ばしめ給ふ　中納言兼右傷の任は起きくらの國とそれば撰せられ任侍くに於ては紀貫之に説明帝延長八年九月に崩じ給ひしかば奏使ばかりにてやみぬ

序は序番頭後五位上紀朝臣貫之上るとも序は同序は真字の自序なり

序は序番頭後五位上紀朝臣貫之上るとも序は同序は真字の自序なり

抑夫上代之篇義尤幽而文猶質下流之作文偏好而義漸疎故抽始自弘仁至于延長詞人之作花實相兼而已今之所撰玄之又玄也多以春篇配秋篇以夏作敵冬作各相聯文両雙書焉慶賀哀傷離別羇旅恋歌雜歌之流又對偶物之百二十首分為四軸云々　○序文は序今集のうるはしくかゆえそうぐ

[illegible]

○奥書云以九條之位隆教本撰者自筆書写校合畢○部立

巻第一 春秋百二十首 神祇 [illegible] 巻第二 [illegible] 巻第三 八 賀 哀傷 巻第四 [illegible]

一首でなしづのせ

雜 [illegible] 巻第五 [illegible]

續詞花和歌集 写本

二十巻 三本 藤原清輔

法皇勅撰 [illegible] 二条院の御[illegible] 清輝卿 [illegible] 勅撰 [illegible]

拾芥抄の趣 [illegible] 集の巻尾 [illegible] 法皇の

漢字の題 [illegible] 後鳥羽の御宸奏 [illegible] 法皇が後白河院

[illegible] 二條院より勅撰 [illegible] 後鳥羽の院の御[illegible]

○奥書云以九條之位隆教本撰者自筆書写校合畢○部立

春上下 夏 秋上下 冬 賀 神祇 哀傷 釋教 恋上中

別 旅 雜上中下 物名 戯咲 ○歌数 九百八十八首

雲葉和歌集 写本

十巻 二本

撰者詳なしず春日家隆つくる家撰人丸等の作より後鳥羽院の時代の作まで四の巻の部立 第一 春上 第二 春中 花部

第三 春下 第四 夏 第五 秋上 第六 秋中月部 第七 秋下

第八 冬 第九 賀 第十 羇旅 ○已上歌数八百七十四首

○按ずるに恋部以下闕たり 全部八二十巻四部なり一今存する

金玉集 写本

一巻 大納言公任

四季恋雜 [illegible] 七十八首の[illegible]の作者

躬恒 忠岑 重之 中務 忠見 能宣 貫之 業平

花山院 伊勢 高遠 友則 安法師 [illegible]

巻首に撰者の名なし 俊歌 得業生 柿本 未成撰 [illegible] 公任

乃作名なるべし

玄々集　写本　一巻　能因法師

能因真字の自序にて永延元年寛仁元年の比上皇后宮下士女に至るまで○作者八一條院　二條院　北二條院　北朱雀院　四位侍人なり○此集作者別に注すること漢土の詩選の例に似たり　圓融院御製二首　長能十首　清少納言一首　花山法皇一首　水無瀬女一首　道命阿闍梨一首　かくれなく人名別歌の次第也

玄玉和歌集　写本　七巻一本

これ序ゆゑ序にて撰者つゆばらず序の詞にて近き代のことばあつめて玄玉和歌集と名づけたるにはあらずあさせて十二巻　しもつけ　しなの　神祇　神祇別　とりつよ釈教　とりけつ　第一　神祇歌　第二　天地歌上春夏　第三　天地歌下秋冬雜　第四　時節歌上春夏　第五　時節歌下秋冬　第六　草樹歌上春夏　第七　草樹歌下秋冬　以下脱かなり　作者八　俊成　慈圓　定家　家隆　俊恵　有家　乃因　弘昭　おし　○奥書　延暦三年書写

散位中将祐仲　こもせう

今撰和歌集　写本　一巻

撰者はさだかならず四季恋雜　法捕　弘昭　経房　俊成　つのくにあしたの登蓮　小侍従　ものせう

柳風和歌抄　写本　一巻

撰者詳ならず四季恋次第して巻の部の奥ようと下並びにけり作者は相模兼永の時代とぞ

夫木和歌抄　三十六巻　藤原長清

此書は遠江の住人勝田越前守藤原長清の作法名蓮昭乃撰ぶ昔中比の歌仙ども人々の家集なりしを代々勅撰よりもとりて撰ぶ所ひろしいにつえ人ものしるこの趣意は今ようにはた勅撰のためみ所よりうぶ所ひろんにけれあり世にあげてなりてくさぐさ夫木抄

名づくる事今案よりしず此鈔の名なほ名安してめ一すぐるしてもと
り美代ゆよ白衣の老翁一人あつまりいとゝ海ゆ拾すゝとゝろの和歌
の物ハ我邦の言葉なりべし和國の風俗なれば扶桑
集と名づくべしといとれ和歌の名ゝなとめ中納言匡房ゝ
ぶとゝいれど物ハこれ和歌ハ漢ゝ物なれば
このしゝて美ゝめゝ
ける春代不石濱の靈美志代の奇特ゝに和歌の涼秘の物し
但一扶桑ハ日本國の總名なれば扶桑の字のつゝ
桑の字の本なりなれ世ゝ夫木和歌集と名づけられゝ
ゝゝ長清存生の間ハ秘藏しゝ外見ゝ及ぼざりし物逝去め
ゝ高駿河守ゝ依ゝ一ゝ書写す其ゝ武藏守ゝ直一ゝを
書ゝ一て西ゝ都ゝ鄙ゝ已上跋ゝ奥ゝ
趣し○部立四季恋雜ゝ巻首ゝ目録を挙て大ゝの部を
ゝ雜の部ゝ○ゝ字ゝ刊ゝ誤字ゝ

夫木集抜書　二巻
浪華の桑門西順ゝ集のゝゝ連歌の付合ゝ抜ゝ
ゝ刊ゝす

夫木集類句　写本　三十巻
山本春正ゝ古今類句の例ゝ
ゝ書の歌の下の句ゝ
ゝ考索ゝ

歌林拾葉集　十二巻　写本　小幡正信
夫木の歌の故事故語ゝ
て注釋す西順書写ゝ刊ゝ

藤葉和歌集　写本　六巻　一本
ゝ撰集のゝ歌ゝ四季ゝ部ゝ
巻ゝ卒業ゝ

藤葉集風葉集　これゝ南ゝ葉集ゝ跋ゝ○又一ゝ刊

紙よりてこの此集撰集の時代年紀并に撰者等つまびらかなし
ず但し或説に南朝の撰集とも云ふ也集中に作者及
年号ホ記く北朝ホよりの撰定とも又云ふ集始終合篇ハ不遂ハ乱世故う
ち○今存する四季の歌数六百二十七首

風葉和歌集 写本 十八巻四本

此書も撰集の體よりなりしかども
なほ詞花集のごとくいまだ分けるのぶりなるよりは
多くは和歌の義なれども
れ序によりて風葉集と名付てよし
集に入る八代集の名ハ拾遺集又後撰の
これが入あひの道歌ハ小一条院の作なりとも序の説なれ
なりしとも其のやうせ也
りてあらしとも

十巻の中十九二十の両巻闕ぬ○部立 第一春上 第二春下
第三夏 第四秋上 第五秋下 第六冬 第七神祇 釋教
第八離別 羇旅 第九哀傷 第十賀 第十一恋 第十二 第十三 第十四 第十五 雑一
恋一 二 三 四 五 第十六 雑一 第十七 雑二 第十八 雑三 已下闕○歌数
今存する千三百八十首○巻尾に元禄三年庚午中冬 露睡子の
奥書ありて又備前野村尚房の跋ありて或説に風葉和歌集者南
朝之御時於吉野山自上皇所撰著之物語和歌而三葉集之一也云云
然序中奉国母仰千歌餘二十巻文永八年進献之云云非南朝之
撰可知之撰者誰人乎可詳之者也云云 宝永四年丁亥冬十月散
人尚房○尚房一枝軒と号す梅月堂宣阿の門人なり○此集の跋乃
作者作者ものがたりの名ありしかの名ありしかの名ありしかの
ものがたりの名ありしか

物語の名ばかりにハ巻のそうぞうも世に集よ出てものゝ故左うゝして古
きあれどもそれ考（カンガ）へ一助（タスケ）ともなるべしと
ほ氏のすぐれたん　うゝほの右おゝ仲れ
まゝきんのねゝ人おゝ　いせとの一条院女房
ちのぶもちまゝ右大臣　さうゆゝ乃長物
うゝ式部の花や物語　さゝけ物の関白
うゝうゝしぬ鹿新発意　そぐあれ付侍
ひちあゝまの女房ゝ　さゝ川乃中納言
梅あゝのゝ　けゝうゝ佐中納
ちのぶ式入道口ゝ　きぐもどうの中
おやうの中ゝ　いゝうゝ
ほのりほゝの大伝記　ねうあれ苔筆
あゝぶゝの内大臣　川ゝの内大臣
あまうゝの花大納言　四季の物語中ゝ
とぐ式あゝ大臣　いゝぐちの侍従

かくゝうの内大臣　みゝ
雲の月ゝ内大臣　風ゝの
ゝ式部大輔　さゝうゝ乃新院
ゝ乃ゝ　ゝうゝ
ゝ乃ゝ　ゝ
ゝ乃ゝ　ゝ
ゝ乃ゝ　

いそがしの御ゆめ
ちくさ川のなかの月
かるくの御供
いれすくの大納言大夫
そぞろ川のこと
すまひの御所のすけ
くくもちぬのかみ
はさくの大臣大納言
みせたの宮内卿方
みせごの御ゆめ
くらげ川はの右中納言女
芦代宮ぎ御ぞの大納言
ちくさ川めくの御大納言
ゆめ川の大臣

秋はなぎくいとぶ雲つ
りせちぬの内大臣
ちくさ川の中納言
つらの宮ちかの方
あひ代ぞき内大臣
義のやどれ御大納言
竹くりのくゆ殿
ひくるの御女院
ちくすめ氏大臣
後ぶてるき宮内の長
くくしの社の大納
神あくすの雅后
やせくの御つのすけ
のくちゆ乃みど

けくび見の左大臣
くあく義の大納
すぐめ代御供のゆる
くたくのくりの尼
宣明のくふの御つ
いとやけたき御殿
のぐまのくに住ゆ
あぐ御乃中関白
ややぐさくに住ゆ
くれぐるあるの中納
母はるくの金峯座の御
れ浦のくに氏大
ものびねのくく
ゆぎ乃みど

月八みど
あくけくぐ右大臣
ゆ御くの四条女院
尾ぐれめぐち大納言
秋ゆくくぐのくくれ
くくの乃ぐくれ大納
けあ乃原大納言女
くくの乃くの内侍の
なくくの内侍の
けくくの西条院
くくかの下くの
くれくくの寄くく
ひのくくぐのけぐ
めくくぐめけの

くゆくく乃大納言
小金くくぐめくの女院大納言
小車の麗系院女院
水代くの冷泉院
いくぐけの朱雀院
けくくぐ系の尚侍
あくくの院
椿の関白殿
なくくくくめ乃新新院女院
やくめけの大納言
ちぐくくぐの中納言
そくけくけの母
くくけの女院

くくくゆの保宇
まち宇の椿つぼの女院
ちぐくくの新院女院
せくくの中納言
くくの大納言女
めくあくけ原くの
くくくの関白殿
くくぐ系の
女乃くくせちくの
けくぐれのくくく乃
くの大臣大納言
ちくくの大臣大納言

[illegible]

古今和歌六帖　十二巻

一名紀氏六帖　代々貫之子孫紀家六帖兼盛重之等歌載之　又云和歌四千六百九十六首　此中長歌九首旋頭歌十七首但中に不定也云々

第一帖　歳時　第二帖　天田野都　田舎　宅　人　佛
第三帖　水　第四帖　恋　祝　別　第五帖　雑思
服飾　色　錦綾　第六帖　草　虫　木　鳥
已上　牧乃若草　[illegible]

新撰六帖　五巻

家良　為家　知家　信實　光俊　已上五人六帖の名歌を
[illegible]　作者なしひるれば點ず　青黄赤黒紫々く點を
[illegible]

袖中和歌六帖　二巻　小澤蘆菴

古今六帖新撰六帖の字句を[illegible]五首抜載[illegible]
[illegible]

[illegible] 小川布衾序 [illegible] 寛[illegible]六月刻

材林和歌集 写本 五巻

撰者つまびらかなる事なし 春の野のつぐなくてぞうぬきつゝ書きもやらるゝ千百九十餘首をしるす 万葉集 拾遺 [illegible] 紀氏六帖 歌仙三十六人の家集 堀河院百首 [illegible] 集 後拾遺 [illegible]

第一 天象部 天の原 日月 [illegible] 雲 虹

地儀部 山岡 谷 [illegible] 寺 墓所 神社 仙境

時節部 春 夏 秋 冬 朝 晝 夕 夜 暁

第二 居所部 都 大内 [illegible] 庭 [illegible] 山家 田家

人倫部 親子 男女 [illegible] 友

人事部 恋 祝 離別 旅 述懷 夢 持衣 遊宴 等

第三 衣食部 衣 帯 [illegible] 酒 飯 薬 [illegible]

器財部 琴 笛 弓 太刀 [illegible] 縄 [illegible]

第四 草部 草 苔 竹 等 木部

第五 鳥部 獣部 虫部 魚部 [illegible]

温知和歌集 写本 一巻

雅経定家 [illegible] 遠遥院 徽書記宋世道堅 [illegible] 四季 [illegible] 雑混雑 [illegible] 何人の [illegible] 故き [illegible] 温 [illegible] 新 [illegible] 志の語 [illegible]

伯母集 写本 二巻

此書も四季恋雑の次第 [illegible] 作者の名 [illegible] 其中 [illegible] 徽書記の [illegible] 一枝軒 [illegible] 伯母集八或説 [illegible] 一色 [illegible] 集の體古今已下古歌新歌近代 [illegible] 作者 [illegible]

林葉累塵集　十巻　五本　下河邊長流

此集公家の御入ず武家の集ばかりにて農夫商人等門
〻に撰集の事なり編年歌数一千三百六十餘首の内長流
の作歌百五十餘首入り自序ありて世に流行わけ
人〻ぞ〻に有しかば和歌の道ますます盛なりしかば
しかるに近頃は田舎の農夫迄この道を嗜て
しば〻歌会を催し門〻の歌を集て一家をなす
をば是部屋住の人もむかしは集ありしかば
代々の撰んだる集ハ古今より十五代とぞ
なりぬる撰集ハ世にもよられ侍るとして
萍水和歌集　十巻　二本　同上

これハ累塵集の続集にて其集所に遠きをば
撰ばれぬ者の集にて是ハ時代ハ
牡丹花の世なれば
意味のごとく安国の歌ばかり入り

家集類　十五卷

歌仙家集

一名三十六人集といふ大納言公任の撰ませる歌仙のくゝ
り家の系なり定家卿の詠歌大概よりこれからしづくもの
ハ古今　伊勢物語　後撰　拾遺　三十六人集のちこゝに上手
ゝ　自注ゝ人九貫之忠岑　伊勢　小町
の歌ゝ　ゝ　ゝ　

[illegible]集かどのやうにこうがしらつめてこうあるゆゑ
[illegible]おぼつかなきすがたをしてはこのつめてこそ
[illegible]ずひ殘らずこのうしずゑ 慶秀喜撰 黒主貞文 棟梁 元方千
里 深養父 忠房 房ホを除きくこれらはみなまことの作者と
入られたるもおほきもおぼつかなし みな千載集雜中に大
納言実家のものとして十六人集をとりてこしらへりりやう
故大炊門右大臣 [illegible] 大皇大皇
[illegible]
かへし 右大納言実家
[illegible]
[illegible]
柿本集
人丸の集 下卷 二國 [illegible] 隱題 [illegible] 二十六首
二卷

[illegible]丹後筑前の両國 [illegible] 壹岐 [illegible] 馬 入 [illegible] 二十六
首 [illegible]
[illegible] 柿本人丸 [illegible] 京 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
沖日人丸の集 [illegible] 信 [illegible] 万葉集
[illegible]
延喜天暦の時代作者の [illegible]
[illegible] 才二首 [illegible] ○雅嘉按 [illegible] 國
[illegible]
此哥拾遺抄 [illegible] 輔 [illegible] 一首入 [illegible] 二十六 百人 補の

[illegible]

躬恒集

一巻

延喜時代のうたよみ入集者なり

素性集

一巻

此集のうちは天暦のみかどせさせたまひしく行間のふることまさせたまふとかやゆゑあんとかやしいだしませたりしくうせぶあざなかりけるとつけさせたまふ

[illegible]

[illegible]

猿丸集

一巻

[illegible]

春ごとに

[illegible]

家持集

一巻

[illegible]

[illegible]長歌のそば[illegible]

業平集　一巻

大抵古今集より出でたり○契沖云[illegible]

[illegible]

[illegible]

敏行集　一巻

能宣集　一巻

兼盛集　一巻

貫之集　二巻

此集は部ごとに延喜の平のけぶりと人麿に紀貫之などの歌大読よみがしらけるといつたのせうの○奥沖に黄ばみたる紙にかきたる物なれば拾遺集雑四のつゝく黄ばみたる紙にかきたる物なれば

恵慶集

紀時文

伊勢集

奥沖に拾遺集雑秋の天暦の御時伊勢の家の集めしれば

一巻

中務

一巻

赤人集　一巻

遍昭集　一巻

源順集　一巻

此集は天禄歌合のもの〻ぐしうけたまはりて順ぐしたる
ものなるべし○奚沖の内記あめのうけ物がたりの作也
ものなるべし

光孝天皇御集
一巻

右の御集は物語今集よりあやまりて順のまゝにしるせり

朝綱集
一巻

忠岑集
一巻

高光集
一巻

友則集
一巻

小町集
一巻

右は宣長上臈の小町集はいともうけがたきものゝ〻ふ大
慶ぶ所なり小大をとり小町よまぐしりしてかゝれと

物語にのせたる小町集ゆゑにこゝに入れまゐらせ
侍りぬ栄花物語人〻そなへぬ美の巻よりのあらはれ
ゆゑ見家集歌にて入れまゐらせ

春のあけぼの人小大進にあるべし

小町集

一巻

忠岑集は人ぐしたる中に今は其の奥に雖入集

頼基集

一巻

奚沖の集の中朱雀院御屏風の日の和ひけるを学れ
子日する遊ふ和川つまくらの歌ようひすなり

重之集

一巻

集は百首のしるしなる人〻して百首ようる古き集
ていはゆ人〻ぐしたる奚沖の作なるべし

時ある人のよみ侍りしかぐらあつま　一巻
信明集　一巻
えん真集　一巻
仲文集
忠見集の〻と大〻〻俳諧神〻〻　一巻
中務集　一巻

上〻〻十六人歌仙家集〻〻　三巻
三十六人歌仙家集解難抄　三巻
歌仙家集の中に解〻〻〻〻〻〻の奥ちかく十六の家集ハ常〻〻〻
或人の附はあるまじきの〻〻〻〻〻〻

高明公の集　治承三年七月二日書写校合　建長五年四月十三日真觀の本を以て書写校合すべしの奥ありしの写

大江千里集　写本　一巻

しるべは真字の自序にて百餘首なるべし白氏文集の詩句題なり今こゝに家集入りすべしなり

伊勢大輔集　写本　一巻

要ありて後に位行治部卿平朝臣判とあり

康資王母集　写本　一巻

一名伯母集といへるの今一部あるべし粉平某のむすめの伯母のよしなり一枝軒尚房の奥書

しるべにのせたり或ものに

しるべにのせたり

祐子内親王家紀伊集　写本　一巻

前大納言公任卿集　写本　一巻

加茂保憲女集　写本　一巻

しるべにのせたり

しるべにのせたり

経信卿母集　写本　一巻

大納言経信卿の母なり特中納言道方の室なり此集の奥ありしの経信の母の拳乾坤の上にかくしたりとの

しるべにのせたり

赤染衛門家集　四巻

刊本なれども見ぬもの

曽根好忠家集　一巻

はじめは風集にいつるものなれども三百六十首のうちはじめの十一首のみかなづかひ此刊本ハ下河邊長流の校なれども刊本今世にあり

紫式部家集　一巻

名簿集にいづ

堂関白道長公の御歌をもとにしてのやうに紫式部日記にしるせり

六家集　十八巻

後成恭の長秋詠藻　後京極殿の月清集　慈鎮和尚の拾玉集　西行法師の山家集　定家卿の拾遺愚草

同員外　家隆卿の壬二集　以上六人の家集かう

長秋詠藻　二巻

後成恭の家集かう皇太后宮の大夫かうしゆ長秋の二字なのいく集の名せう漢土こうこう皇后の御殿を長秋宮といひしこうゆつかう

月清集　四巻

後京極摂政良経公の家集かう此公俗名なれども式部史生秋篠月清集せうこうこうの名せうこうこうの集のやうに南海漁父西洞隠士かうこうこうすべく別号もこうこうすべく除目の時俗名せうこうこうこ

度〻御百首嘉暦之頃類聚已詑今取紙旧草自然擬作諸人贈答等也重集之仰瑚子九今清書之云云 貞和二年五月廿三日 吉水未流尊圓親王 ○慈鎮和尚もさすがに作名ばかりわう此集の中花月百首ハ素性時貞〻ようの建久二年の百首ハ学生安成〻る住吉社百首ハ我立松門人三部傳法可開梨〻ゆの建久五年の百首ハ北山樵客〻〻〻

ねんの所つくるこの家心中集とも也いうかたもの○
古字本の目録より家心中集とも也いうかたもの
つくるべきもの也ず

異本山家集　写本　一巻

予が藏する所の古写本利家卿の書也
此集周嗣禪師不憲被相傳西行上人自筆之處於
法勝寺備房焼失間寄他本書写之

此西行上人集蔡花園上人此本巻始和歌十一首銘奥書寄
副一首新所被灑翰里堂也雖未詳遺恨之心反耶擬殘考
之手澤而已　観應二年七月日修行者周嗣判○雅楽按
すべく草巻集よりは周嗣西行上人自筆
の山家集なれば傳聞の次のまゝ也
きかるべきねみ料紙の様かゞりのゞにたがつまり

なれば中ごろ書たるもの也
拙ずく頓阿の高野日記にも西行人の
つくる山家集は周嗣の時焼けるとあり
の時焼けるとあり法勝寺の火
けるとあり又せうの藏なれば
せうの藏なれば
よく負擔のまゝ
て別手載集よりも
つくるべし

西行法師家集　二巻

拾遺愚草　三巻

同員外　一巻

就極中納言定家卿の家集なり建暦九年侍後の時

[illegible]号[illegible]拾遺ハ侍従の唐名なり建久年中の[illegible]びハ建保の[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]八首の韻欽[illegible]七言律詩の韻[illegible]○鳥
[illegible]光雄卿の[illegible]拾遺愚草[illegible]
[illegible]○中使[illegible]拾遺[illegible]
[illegible]

壬二集

後二位家隆卿の家集なり壬生の二品とも申し[illegible]
壬二集[illegible]光雄[illegible]
[illegible]家隆[illegible]
[illegible]六万首[illegible]
[illegible]○又ハ集の名ハ玉吟集[illegible]

三巻

[illegible]

[illegible]嘉禎二年十月廿二日病に依て出家七十九歳法[illegible]
名佛性同三年薨八十歳[illegible]

敎家集

[illegible]藏[illegible]

七巻

[illegible]二冊なり四季恋雜[illegible]
[illegible]百首の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の外の[illegible]
[illegible]夫木[illegible]
[illegible]○職仁親王和歌[illegible]家集[illegible]
[illegible]○[illegible]者小倉実[illegible]敎[illegible]

檜垣姫家集　写本

一巻

文章多く入る[illegible]此中の文[illegible]拾葉集も[illegible]
[illegible]

[illegible]

俊[illegible]和の[illegible]集[illegible]

明日香井集　写本　二巻

参議雅経卿の集なり　判かな飛鳥井集とかくも雅親
卿の亜槐集なり此集とあやまり混ずべからず○古写本
元仁四年卯月四日　戸部尚書在判　此集相
以雅孝朝臣本書写之畢　嘉元二年十月
公之御集地家之正本紛失依假借冷泉前大納為富卿
之本仙洞部大輔藤原為経令書写之彼本書落字錯
誤繁多等正本重可改者也　飛鳥井大納言入道殿
御判　明應二年十一月令書写了　校了　同三年五月[illegible]

俊成卿女集　写本　一巻

二やうにとおくり文章の[illegible]

散木奇歌集　写本　十巻　二本

藤原俊和の系集し四季恋雑[illegible]ちく奥[illegible]詞れの文
あり○按ずるに此集は散木とあるべけれは荘子に樗櫟散
[illegible]の材とあるに寄歌の奇の字は
[illegible]の初[illegible]の字より[illegible]
[illegible]
のし契沖の考に奇の字は奇の字はあやまり写しもの
[illegible]

林葉和歌集　写本　二巻

俊恵法師の家の集なり仁和歌林苑と号しく毎月
[illegible]の集とも林葉集と名
づけ[illegible]其外[illegible]藤忠盛[illegible]
入道[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]○奥書[illegible]右林葉集者俊恵法師　俊頼朝臣子息

うし此字本者將軍家常德院殿以御物所令書写之本也

金槐和歌集　二卷

鎌倉右大臣實朝公の家集なり四季恋雜うたの奥書よ云最初部類あるを不審なれとも後にうたの人常盤井相国衣笠内大臣鎌倉右大臣なとの人々なれはゆゑもなきよしいふ

○定家仮名遣の奥に云鎌倉の右府はたけうたの道にかしこくなりぬ〻〻

○賀茂真淵は公の歌を評して云

まつすくにうつくしき集のすがたなり俗にいふ丈夫ぶりとは此集をいふなり

○歌意考にはまことにいとめでたしいかなる人か此集を撰ひ出せるとあげつらふ

○しかはあれど鎌倉の大まうちぎみのうたは今の京ことのうたの一人なりとれ物いふこゑ古今歌集の言

なれはまことにいとをかしきことゆゑよつけ物
のかたちにてもすぐれたるうたなりけり
詞はかりうへにあれとも引のふるのやかしはくろみかなの世すゑ
めるあけのそらにうすくたなびくの梅の花ちるか
雪のふるかとまがふ
いとをかしかりけり川ちかくの梅の花なとのかの
たるを物によそへ梅開厭雨とよめるはいとをかしく
さけりそめしかはるうちもまもりしかれ
をそのよろみ花京ことのうたのかたちにてあるもんいでいつつはりてうたせんとてたくみ
けしきのこころをえんとてつくりなすゆゑ
歌をあやつりなすゆゑ山水のあつかひ
物はなのなりかとをあれなりぬるもゆゑなりとて

いづれも古調古意かうろう古調なるゆゑに梅の
すがたなるべきもの[illegible]
うかをもきまへよ山ぶき老たまつるまでおもしろかぶせ
の梅はすがたをすてたるもよしうく○又
は集はうくくうけるこのちうそく山ぶきちぐ
のようにたまつくわうの父のつぐさくつ
て大ゆうけ紅のごく大ゆうの梅おもろむけいづさも
うてこ勇ましきりに風のごくしいふうてたくを
しくくくゆびてこのすがたよりたまつうれうく
みこはれをふよ入こはこはこはこ

西行法師家集　一巻

頼政家集　一巻

長明家集　一巻

右京大夫家集　二巻

建礼門院の女房なりし人の歌拾葉集に載せられたるもの

忠度家集　一巻

後鳥羽院御集　一巻　三本

土御門院御集　写本　一巻

百首同百首の序製作の年月度の序製作の年月

順徳院御集　三卷
紫禁和歌草　号すこしめよ百首の所望ども
るを刊行されし○古今新撰はせ所望のゆゑ
時分なくこれなくそうろう近代名家の所役なり

橘為仲朝臣集　写本　一卷
此集二本ありて一は八幡別当右之一冊以西行法師芳跡并外題者定家
卿以下存せり奥書ありたきそうろう又一本はかりありたきそうろう周防
卿真筆之本不違一字之内侍のかみ殿御筆書畢そうろう其奥書ありて治
承四年二月五日自筆書畢そうろう

讃岐入道集　写本　一卷
藤原頼綱朝臣の集なり奥書ありて此本子息道綱之家本そうろう

瓊和歌集　写本　十卷　一本
鎌倉の家なる親王の所集なり　春上下　夏　秋上下　冬

恋上下　雜上下　とそうろう　文永元年十二月九日奉仰真觀撰之
奥書ありて此一冊者以禁中御證本写留畢　慶長三年三
月日　左少将基任

隣女集　写本　六卷
飛鳥井雅有卿の家の系なり

國基集　写本　一卷
津守の基の系なり

海人手子良　写本　一卷
人麿の系なり　奥書ありて　私云此書者大納言師氏之
家歌九十之首あり

作也とぞけり

安法法師集 写本 一巻

惠慶法師同時代 の人々に贈答のこと有り

李花和歌集 写本 二巻

南朝の中務卿宗良親王の作集なり四季雜部分て也

文章ひなびたる比朝に合戦の間舟中にて詠ぜられし歌ども

也かゝる中の又扶桑拾葉集に欲入とも此本

此一冊の奥書に云

書先此兵部卿師成親王出家号惠梵筆跡也 撰弘相傳之

時享徳改元仲冬廿日 右以中院中将家本令借

〻但彼写本於防州大内文筆〻おのれ百出に決定不合者

用半日馳筆〻写畢多〻猶重而以後可加校合者

于時享禄四暦極月廿七日 兵部少輔中原遠忠

元可法師集 写本 一巻

俗名藥師寺橘公義の集なり應安年中のころ入法下

浄衣のかたちとあり世間のがれくはるべ

〻〻〻

觀何者如之不堪感悅聊誌之　寛永第三曆初秋上旬　長秋
員外監通村判　右以照高院宮道晃法親王御本通村公自筆摸
写兼好法師自書写之畢　写本処々歌斜有不審故走筆
而倉卒書之　萬治第三曆季夏下旬　判　○按ずるに此奥
書は老ふるまでの系は兼好の自撰なれどその老ぶるまでの
系の集書損の為実りもうまぬの故なりなほ考ふべし

慶運法印集　写本　一巻

四季を雜に分て巻のゝ終にこゝまでなりけり

草庵和歌集　四巻

續草庵和歌集　二巻

頓阿法師の家集なり利なりの奥書に乾憲の筆跡のまゝ
なり此集歌數二千二首短歌二首物名二十三首折句十
首旋頭歌三首田文歌一首謎歌十六首外に連歌百韻と

の世て部立四季を恋雜に分てう○此集二條家の正風うしく
近體の歌はかりなれども常にくゝ古人の説をくゝ
挙ゝまあしず近来の説ては鳥丸光雄の口授
にて一部ときいあくゝ歌なるべきものは草庵集雪玉集又
柏玉集にくゝ又はつく某抄にのゝ名所のいうてもなし
やうくゝしず耳におもしろうぬやうにあまりモ
とむしのうあひしてやうしくゝ何もくゝてあれば
ゆゝしんゆゝそ汁会点ゆゝてゝ作せしとゝ○職
仁親王は教訓にて家集にてハお家の系尤優みしちくゝ
草庵集此作者ハ山くゝひしまてゝ歌すくゝ川もてゝ
らくゝくゝくゝくゝ一部くゝくゝくゝいくゝ
○元禄の比山集のこゝにてゝ奥に白氏
百首太神宮参籠の間の百首瀟湘八景并に勅撰集に入て
山集くゝくゝくゝ近所の奥にくゝ

て小冊にしるす二口又玄子とりつくし奥に其人の跋あり
書のるハ類題の部によるべし

草菴集蒙求諺解　二十卷　梅月堂宣阿

巻首に梅月堂僧宣阿編　梅仙堂平景新訂　宣阿自序　故郷周防なる岩國にゆきひかくしつゝ甥姪ふのために山と
ときをしへ作りぬいうまに仮ふりうのほりけはれ
けりくに同じくハ勢多いひかれる平懐のしたゝくかうう
りたまへとも其ならるゝ所ぬるを恵ゝ俗語にしたく
一部ならうくに蒙求諺解と名づけぬ　享保九年三月
日　僧覚真宣阿洛陽桃花坊の梅月堂にて刻しぬ　序
の次に凡例あり又頼阿系圓山集褒美のるふるに注釋
の引書ハ二百二十五部にて挙しる二十巻の内五巻ハ後集
とのゝ俗語にしたがひて　○聽玉集にハ烏丸光
栄公へ地下の門人集ひたまひて美の俗語のる梅月堂
草菴集諺解に傳授ゝ志ゝ作ゝ
ゝてハさやうにいろ〳〵なる物いつくしき美ハ
のるかゝ大抵ハ江戸にもある遠きにしたがひて
ゝゆゝ稽ゝりにて目ゝるゝゝやきゆゝものなるゆゝて
俗ゝりゝしゝく

草菴集難注　二巻　櫻井元茂

此書ハ梅月堂の諺解の誤りを難せり此櫻井元茂和
州郡山の人にて北村季吟の門人なり享保己酉八月友人南
部服元喬同十四年十月柳里恭同庚戌十月長崎平君舒の
漢字の序にて次にそれの自序あり巻末に谷元淡漢字の
跋あり享保十五年十月刻す

草菴集玉箒　九巻　五本　本居宣長

續草菴集玉箒　一巻　同上

此書ハ草菴集全部のうちにて宣阿の諺解元茂の難註ふ
なめなどゝ傑作なるの外新しくしるしハ頓阿のみにて外も雅
じくしるのふくよくよくしるし○此書ハ玉箒と名づくるなる張
解遊任などの塵にくたるよりもとゝ草の菴ハさきに法師
んもてなげけるゝ稲垣棟隆がかれの序ふんしりみ須賀
山系真字序 村岡橋比古の跋ふにて天明六年秋刻す

草根集 字本 十五巻 二十本

正徹の家集なり 正徹東福寺の書記なりゆ徹も記なり称
す又清巖と号す此集をゞめる百首五十首挙の中
にまたこの此中に一日百首一日中に時百首にしハ宋雅点の
五十首なりの第二巻 永享元年より法華経
日記なり 貴之巻 嘉吉二年十一月までのうあり 巻四巻より
清六巻まて次第不同 好記 才七巻宝徳元年試
筆のうちくれうしたるもの十四巻長禄元年の二月

より徹ゝ此年に五月九日より七十九歳にて卒せり 才十五
巻ハ草根集残葉と標して法華不同の称ありのせり 才十五
巻首より一條禅閤兼良公の序ありて此序ハ
扶桑拾葉集にもの せれり○此集ゝ正徹一世のうち
永享元年正月のうちにまとめり春日西洞院
房のうちにて一条室町のほとりより旅のやどりに
てまとめりて作りたるゝ永享四年卯月二日夜中勝大浦のふよ
作りたる夜さとうより今熊野の法花坊のあたりよりけ
のうちうちにかきしるしたるもの作りたる花菜
もひとりも残らずもづくに二万六七千首と十餘年よりかきとめ
しくむなしき塵となりぬ和歌初学抄自筆秘伝等ねとつ
なぐくまう作りぬ今ハ此道ぞ益なきあるやうに
ものの未かれぞとゞ作りたるもにこあるやうに
ひとりめる所にてもにこあるやうにハなどゝハんとともなくあざ

[illegible]

[illegible]

条坊門西洞院のほとりなる屋の侍るをうめよりつかはるる
[illegible]
[illegible]
養和元年十月廿五日いとうしてこれ春日西洞院なる
去七日右京大夫家より使あるべきかてすてに[illegible]
[illegible]
[illegible]

田庄[illegible]生涯[illegible]時代の安堵の時利[illegible]とん[illegible]
せ[illegible]近[illegible]出[illegible]山廣[illegible]可[illegible]
[illegible]長禄元年三月廿五日の夜[illegible]
[illegible]
[illegible]四月中[illegible]
[illegible]廿一日[illegible]
[illegible]廿六日[illegible]
[illegible]四月[illegible]
[illegible]阿[illegible]の表紙[illegible]
[illegible]春の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

和歌の集ハ何[illegible]一集[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

草根集　寄書　[illegible]　十巻

[illegible]

草根集　[illegible]　一巻

一條禪閤兼良公[illegible]

亜槐和歌集　三巻

四季恋雜[illegible]
今[illegible]本[illegible]飛鳥井家[illegible]
[illegible]祖雅経[illegible]の集[illegible]明日香井集[illegible]

此集〻〻標せ〻〻るの〻〻〻

俗称權六一枝軒と号す梅月堂宣阿の門人し○巻首に
西行しまの月れ井河樂梅月堂宣阿二人の漢字の序あり
巻末に尚房假字の跋あり亭係八月霜月刻す

称名院公條公集　写本　一巻

実隆公の息右大臣公條公法名仍覚の家集なり詞書多
ハ新古今にもれたる百首五十首ほのぼのと巻末に系安
通の奥ぶり

三光院實澄公集　写本　一巻

公條公の息内大臣實澄公法名豪空の家集なり詞書多
大臣以上の着到百首有て実世十五首ばかり次に文十首
孟冬の百首に接夫俗言抜に実世ばかりの
百首ハ実澄ばかりの東遊士ともなり細川と佐
法印幽齋の跋なり○山集百首の次に新立ばかりなり

尭孝法印集　写本　一巻

四季恋雑に分ちて巻末に一中院也足軒通勝の奥
書ありて浄光院法印尭孝と記せり

源孝範集　写本　一巻

宗祇大田道灌に贈答のことを又持て徹書記寺襄
ばかりの歌なり

常縁集　一巻

東左近大夫下野守平常縁の家集なり法名素伝と文
明の比勅撰に撰ばれ巻末に系図ありて八祖代
和歌の家なりしハ代の先祖東六郎徹行の子なり勅撰に入後
は撰集ハトの作者なりしかば法名素暹と改めつ東六郎
氏法名素乃ハ後拾遺集ハトの作者其子時常法名素河

八代ハ拾遺集以下の代者其子氏村東下野守法名語阿伐子
載集以下の代者其子東六郎法名素果料ハ拾遺集以
下の代者其子東式部少輔胤綱又名益之法名素明其子
氏數東六郎法名素欽新續古今集の代者其子常縁東左
近大夫下野守實ハ胤綱の子なり○此集の中に宗祇より
和哥の手ほどき受なり其後入道
終念と山田の庄を押領せしなり其のち又ハ
しりぞけの方をもとめ又ハ鎌倉大雙紙をうけ
宗祇集　一巻
此書ハ宗祇と素門宗祇とうけたまはり
らるゝ歌ハ宗祇ハ中ごろ歌門ハ中ごろ
野ゆき日常ほうこう古今集伝授のねもとなり
れのうちにもとゝ相伝のうち

墓景集　写本　一巻
大田伊豆守源持資後備中守入道道灌静勝軒と号す の詠ゆゑ
山集の名と墓景と道灌の居室の号ハ墓景樓と
ものせし其ゆゑハ人の西国の道の記よりとり○此入道ハ
家の中にて智勇忠烈の人にて和哥をもよくし其履歴ハ
世人の知る所なり○按ずるに本朝之國志ハ諸侯の定将士自将ゆ
して管領所定の謀略ハ陶山道灌ハいかにして害やんと
ひまれれども謀おすぐれ何とかたぐるまほ
討ばやと思慮ゆめぐらされ文明十八年七月十二日道灌
なる城中にまゐりさまく谷ねに浴室に入し
む入ん何ごろかく浴室に入りゆゑ○討手にまゐりあり
ものゝ間ハ時ハ知らるゝ間に入く三方より絶ぬ行ゆ山内ハ
のゝ間ハ知らるゝ道灌ゆゑ出なりし和歌の道ハ入
ゆゑ入ん決もあへず絶ぬ行ゆ志ぞくまもゆ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

銀閣かりそめに古歌等とあつめもてあそびたまひ世に流布

常徳院義尚公集　写本　一巻

義尚公は義政公の男なり集のこゝろざしは家君にうけ給はる

政公のもし部をかゝれ巻末に四の院の廟前に陪して孫五

十首の歌あり後一位右大臣言原義尚と云へり其百首の奥

の跋文にこゝろ第六孫王の餘裔かけぎ今天の下はうしなひ

して柳営はかけ盛かゝ双親志の元祖とかゝれ多

田の四海を動かし四海の安危をとゞむ

汁王和歌集　写本　一巻

紅塵灰集　写本　一巻

桂林集　写本　一巻

後五位下原直幹の家集なり直幹は元院実澄公の門

人なり法名月菴しるす○玉葉集の編者なり元

亨釋書に序の詞をとゝめ其序文は扶桑拾

葉集にのせしるす

櫻井基佐集　写本　二巻

櫻井中務丞基佐法名永仙の家集なり

春夢草　三巻　一本

牡丹花肖柏の家集なり肖柏は久我家の庶流しく摂州

池田に閑居せしかば集をゝめ百首をのせ大部

なる巻末に愛の詞をかゝ肖柏夢菴とも花軒と

もかゝせり

園草　写本　一巻

飛鳥井雅俊卿の家集なり大永は一二年の間の詠歌

なり叔父中の残缺なり新類題に引用せしもこれの

濟継卿集　写本　一巻

姉小路濟継卿の手歌にて書つけ侍る歌共を一人の手にかゝれ侍れども考行せぐ他者のごとく略し侍り部立なく題詞なし

細川逸齋家集　五巻

細川藤孝法名玄旨法印の集かゝり写本なり作者の表白の題せるごとく百首ばかり部立の子細の世俗の作す

鷗巣集　写本　四巻

後水尾院御集かゝり四季恋雑なり歌ちく奥に御自筆の巻あり八条宮智仁親王の御製中院通村卿の点に御のゝしり詠歌ものせられし中院自

後水尾院御集　写本　一巻或二巻

御自撰歌集の外に諸家に代りて新撰等にあつめ入れたる歌の名のみ多く所々百首八景御詠等の歌本あり各所の部に拾遺系の子細選ばれ入れたる歌ハ伝徳長賢長孝卿の子細選ばれ侍る歌ハ○印帝の御撰千首にかゝる歌ハ○印圓浄法皇にかゝる歌ハ

水日集　写本　二巻

一名緑洞集かゝり後西院の御集かゝり部立なし

挑藻御集　写本　四巻

霊元法皇の御集かゝり四季恋雑部次第にくゝり年月次第なり詳細の真名かゝり稀なり詳細各の二かゝり詳なハ御製壹萬餘首の内百首文章抜かゝり略なり二千首ばかり入れり

黄葉和歌集　五卷
烏丸光廣卿の家集なり資慶卿の真字の跋あり刊本
古板新板あり
秀葉和歌集　写本　二卷
烏丸資慶卿の家集なり巻首に百首あり次に部立なり奥に
こゝに記したる事ども光栄公漢字の跋あり
栄葉和歌集　写本　九卷
烏丸光栄公の家集なり恋雑に法華経
の題目を奥に百首ふたゝび題目をよみたり○此集
近代勅撰に漏れたる歌なり栄葉と名づけ給ひし先祖の真
筆の跋なり
不昧真院殿御集　写本　二卷
不昧真院は光栄公の諡号なり此集は作者のみちすがら
和歌なり
後十輪院集　写本　二卷
中院通村公の家集なり部立なり
老槐和歌集　写本　一卷
中院通茂公の家集なり部立なり
通躬公集　写本　一卷
部立なし
芳雪集　写本　一卷
武者小路実陰卿の家集なり芳雪の二字は
紫なり芳雪類聚の部なり
拳白集　十卷
豊臣若狭守勝俊の家集なり勝俊東山に退隠の時長
嘯子と号す○此集第一巻なり第五巻に

至るまで歌の部才六巻以下文の部八巻の幸ねる事
のちの人なほ軌とすべきものなれば門
人山本春正うれうぶかつぐて刊行す春正の跋にも
此集の人章をもく扶桑拾葉集よりせられたり

難挙白集　二巻

作者詳ならず尋田城作名はもせり自序あり
翁の序すハ名はえ欲くきの人の詠ハ人のうさんの部
のちゃうよりぜけさけてもぞのめも田げ
なるまてんもまるよりうさハさうやけんとのれ身いやし
くんおろそくいぜきくれもつるぐかつけるく
○此書挙白集の歌の雅ずさるのはうさぜてめるる
るをしの部もこ三篇雅ぜ歌まる二月も旬尋田城
徳ぐ藤ろうんぐ

挙白心評　一巻

一名挙白集難ぐ号すぐ名は長嘯公羽の履歴とのせ
て東山に退隠せしゆかりの次に難挙白集ばかり
はせしのはるるつるくいるるに絶ハまるるの名忘も
なくる軌ぐはるぐはけるるみ春ぐはるのるるるるるひ
なるはおるるめるるるるるるるるるるるるるるる次に見性長嘯のつくる
ちけるるは論せり他者詳ならず

遊集　写本　三巻

おぶ遊遊軒貞徳の家集なり刊本ハ貞徳家集と
廣澤輯藻　四巻
貞徳の人名月長孝の家集なり長孝初の名ハ長好と
いう廣澤に仕へ歌の部ハ文章ハの世ハ四巻ハ文章ハの世
いるるて歌の部ハるるのやれ雅と号す書一巻ハ三巻
享保十三年刊行す天明年中有賀長收集の歌の外
他ぐ家に伝へるるるるるるるるるるるるるる拾遺集

類聚しゝ号しゝ刊行す

左京大夫集　写本　四巻

奥州宮山大守藤原義孝の家集なり　集しゝ
の詠なり　ねぶ尾張道晃編　通村卿実隆卿
所長なりその和のせしてたゞく遠者の序名なり

草山和歌集　一巻

伊勢元政入の詠なり　入しゝ弟二河男源と号
す詩集が草山集しゝ

漫吟集　写本　二十巻

美濃中阿闍梨の家集なり　部立なり　下河邊長流　契沖の
生前　序なり　序の部　そ　満誓沙
弥　みちとのえ　たてとよりのき　音となりくいとぐあるものくとし

のくけえいでざとろかれえいでくこのえくいうのこ
いたってハいひのこせくこくかく世界物のたるもの八うの
くこのおけるくこのおけるくこのこのこのこのこのこのこ
せういゃぶこう国ようこう長箱ねこうれだのこうんの十こせ
知つくかせくこのこのこのこもこのこのの賜こうぶひつぐこ
こく〇桜ずこせこ流布せくこくこくこ第十八巻よ
このこのこのこのこのこのこのこのこのこのこのこのこ

晩花和歌集　写本　二巻

下河邊長流の死なる契沖の送れると
けうのめく晩花和こ長流の集なり　名づけく序なりこの序
の頃こちらこのこのこのこのこのこのこのこのこのこ
のこのこのこのこのこのこのこのこのこのこのこのこ
老くこうけこのこのこのこのこのこのこのこのこのこ
のこけこのこのこのこのこのこのこのこのこのこのこ

[illegible]

三家和歌集　写本　三巻

才一巻　長嘯　才二巻　長流　才三巻　実沖　以上

の家集なり　撰者いまだつまびらかにあらず

長雅集　写本　三巻

長孝の門人風観齋平間長雅の家集なり　二の巻歌方

三の巻文章なり　以上の巻なり

長伯集　写本　二巻

長雅の門人以敬齋有賀長伯の家集なり　奥に文章あり附

醉露軒和歌集　写本　三巻

河瀬菅雄の家集なり　菅雄は乃ち[illegible]なる者の他者

年草　並草　写本　二十巻

似雲法師の集なり　享保年中なり　法師して[illegible]似雲

は武者小路実陰卿の門人なり　諸国に遊歴す世

人今西行と称せり　家集[illegible]

納むる所中　葛城百首　十百首　窓の曙　風早実積の

跋あり　近[illegible]　似雲集類題　小冊を刊行せり

[illegible]

桂葉集　写本　二巻

葛園宣易朝臣の門人井神寛齋親陽の文集なり　自序あ

り　歌集若干巻あり　散失して伝わらず

春葉集　二卷

稲荷の祠官荷田春満の集なり　上巻　四季の歌　雜の歌
とのす　下巻　自筆古今の序　信ゑの序　國学校を
立んとせし時の漢文の上書なのす　巻首に上田秋成橘
経亮荷田信美　ふの序　巻末に寛政七卯の秋稲荷祠官
荷田信郷の漢文の跋あり○信ゑの序ならびに
跋ならびに歌の数一なるべしてあなどらるなかむづかしく
身を国に尽せる人ハ神代のみ末ひさかたのつ
ちぐれなるなれ和よ
ぬ　なぜ普ねてがよいとしてさ代とたとへ
いとしきがみちとなりし何れのとのうせる
もなるあづまぶいしぶせるハまぶ歌のほうず

ふ点の歌とのうすず○春満卒姓ハ荷田氏ハ羽
倉斎称十賀茂ハ号

縣居歌集　一巻

加茂真淵の系なりつくば歌のうゆきと上田秋成しるしたる
ものなりつ四十五首なり於遠いせ物ハ秋成ゆるうめと
かま二月静舎ゆく字万代の跋あり山跋のそ
ゆきしるしたる近世のくく四首物のせられう

静舎歌集　一巻

真淵つく歌集字万代の序あり山跋のそ
ゆきの八十餘首縣居歌集と合刻せられる巻
末に秋成の跋あり　二巻

古河乃多び字　二巻

真淵字万代跋あり　上田秋成序

文布　二巻

志閑のつん倭文女のまくしたるのゆるぶつみ
ゆるしけみぶるる苔のるせ　八遠行のしくもし
末の色よ倭文ふる墓石くよ朋友のよ
しぐるる宮八重ら月村田春房の序付

公しるべ　一巻

近江の僧海量くるぐめ　ぐるくしめ　ぐくしの中とめさ
ぬく法ぬ卧遊編　りひ　ぬ　一夜花しる五畿内ふう僧国と
次第しくとものくしさ　以下教人の西ぬ行　せり嵐山春望　琵琶景勝　監電秋
霧　玄山遠望　鳴門真景　博多勝景　あし天明ら年本

桂山集　居宣長其餘ら人序自序付

二巻

長伯の門人川井玉牧乃家集　宝暦中田刀玉齋甚家
ら刻す巻末ら儲新のくし春曙百首ふ附す自序付

三藻類聚　三巻

冷泉為村卿門つん京都宮部義正田室萬女田刀玉義直
ら人の詠ら歌ら村つ門今ら歌を四季ら雑ら分てう

三藻日記　二巻

日ぐんら記詠ら明和九年ら天明ら年ら中ら
ら門ぬ中ら行

相生乃言葉　一巻

義山夫婦の詠草冷泉家贈答のうふかうけ中ら村
つの門弟ら入う巻末ら村つ奥ちんてら　夫婦のそ
きにつらくまるかのみ庫ら　おあをくくうぶけくう
ぬしくものゆうけりくしやくくこれうあしのれのくしのく
くいきのゆうけりくしやくくこれうあしのれのくしのく
ぬいきのゆうけりくしやくくこれうあしのれのくしのく

一帖　ゆすらうめ　ゆすらうめの木　小倉山荘老樵澄覚

一巻

三藻五百首

三吟毎日一首ゆ五百日ゆ廿年ゆ　奥書ゆ

一巻

三藻續千首

已上五部八巻合刻

五巻

鈴屋集

本居宣長の歌集　一こゝの巻近調　四の巻古風の奇巧の巻　長歌　伊勢春庭の序ゆ

二巻

志野乃葉草

宗因翁乃遺稿　烏丸光栄卿序ゆ　○天明六年四月陸奥のくに一千餘里　○天明六年大家孝綽漢文の跋　男お長うれの跋

うて其家ゆ刻せし　○居士姓ハ源名ハ負辰　宗因ハ其別号　幕府の先隊騎士　病ゆ以て隠退　意ゆ出世ゆ作し　権貴ゆ交らず

已上大冢氏の跋語ゆ

歌合類

寛平歌合　写本　一巻

巻首よ寛平御時寄合ものうたの歌合とかいふ名所の菊とかいふ

寛平の菊合ともいひ十所の菊とよませたまふ

寛平后宮歌合　写本　一巻

古今和歌集よ寛平のおほんときさいのみやの歌合のことにて

のせ〳〵はべりけるものなり　春歌　夏歌　秋歌　冬歌　恋歌

とのべ二十番なり　此うち百七十首菅家萬葉集よ入られた

殿上根合　写本　一巻

永承六年五月五日菖蒲の根をくらべたまふ

五番　源　菖蒲　郭公　早苗　祝　恋　已上五番

祺子内親王家歌合　写本　一巻

巻首ニ祺子内親王家庚申夜歌合ヲ以テ題ハ春夜月
帰雁 かすみ くれ はる 早蕨 すまれつ 十番 歌人ハ 女房 式部小兵 小式部 出雲 みやび 中務 武蔵 甲斐 武部 出雲

十二番歌合 写本 一巻

建暦二年八月十二日歌合ナリ題ハ音羽山 石瀬山 生田杜 布留山 高橋ハ世四郎 歌人ハ 女房山 良平野 賴範 関 筥基浦 範宗 橋 為家 河 光家 江 康光 原 永光 杜 志女 遊婦 池 ハ 配ル 其 ハ

歌合 写本 一巻

建暦二年九月十三夜歌合ナリ 題 江上月 旅宿恋 暮山松
十五番判ナリ 作者ハ 女房 良平 定家 雅経 為家
家衡 家隆 志女遊婦 俊成卿女 ハ
仙洞歌合 写本 一巻

同年同九月十九日題 深山月 寒野虫 寄風雑 十八番
作者ハ 女房 腹赤 有家 定家 家隆 家衡 為家
光家 ハ 定家 判者定家ナリ 判詞ハ

御当衣濯河歌合 一巻
宮川歌合 一巻

此二ツの歌合ハ共に西行ハ自撰の歌ヲ書し今判ヲ加
刻す此歌合の由来ハ十六番葛原ハ圓位ハ人麿ハ
ハ人麿ハ 歌ハ 紙 つぶく 為法
和歌ハ 俊成卿ハ 判ハ 俊成卿ハ 定家ハ 五位
河歌合ハ 俊成卿ハ 判ハ 俊成卿ハ 定家ハ 五位
俊成卿ハ 判ハ 俊成卿ハ 定家ハ 五位 備後修理ノ亮
基ふひこ 同 右 ハ 家隆ハ 坊城俊定 ハ

往生の期すでに近ひらあ此等合ハ愚詠ばかりあけめ[illegible]
秘蔵のうつし未代よりとしてうつしとどめ[illegible]
[illegible]
けれども[illegible]
[illegible]
代の達者定家[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

千五百番歌合　二十巻　十本
土御門院建仁元年百百首歌合し　作者　女房[illegible]

[illegible]
院　[illegible]　慈鎮　恵良　釋阿　定家　[illegible]　[illegible]
[illegible]　師光　法名生蓮少し　此中判の[illegible]
[illegible]
の判の[illegible]
[illegible]
[illegible]

六百番歌合　十巻

左大将家歌合　作者ハ左　[illegible]　[illegible]
兼宗　有家　定家　顕昭　右　家房　[illegible]　隆信
家隆　信定　寂蓮　[illegible]　[illegible]　[illegible]
書の[illegible]
[illegible]
左右軍[illegible]
[illegible]

堀川院艶書合　一巻

堀川院艶書合

書の歌ばかりを集めたまへり　作者　公実　國信　忠教　俊実　俊頼　俊忠　為時　為房　公重　女房の百合花　女院の女藝　小大肥後　四條の甲斐　中宮紀伊　女院の女藝　小大進　おなじとの　日和定めの料紙　艶書の料紙　とりどりの流　とりどりの色　詞花懸露　集一巻　阿闍梨の色紙　一巻を附し　共に古今　同じ歌　集は古き歌ばかりなれども　みやびたる　なまめかしき

南朝五百番歌合　写本　二巻

南朝の天授元年内裏の会なり　作者　左　女房　ナホ法　祝部の大授元年　春宮大夫実統　ナホ大納言光有　前関白　兵内侍　前内大臣　左大臣　右大臣　源資氏　太宰帥惟成親王　関白　中納言光資　前大僧正彩尭　右大納言実為　前中納言具氏　春宮権大夫為尭　原祝氏朝臣　原成直　判者宗良親王　自詠の歌二百五十首　河内守勝負付　巻末に　勝負なし　解案愚点二百三十二首

君をこそ　ながらへ　なれ　ながらへ　なれ　ながらへ　なれ　ながらへ　なれ

宗良上　ながらへ　勝の方　多く　会点　せず　歩

歌合部類　二十巻

天徳の時　永禄の時　までの小部の歌合三十六種あり

以外　撰者　撰ましし　貞享二年　刊行す

天徳歌合　六十二代村上天皇天徳四年三月晦日　判者

小野宮左大臣

近江御息所歌合　六十八代一條院の御時

若狭守通宗朝臣女子達歌合　七十二代白川院明應三年

判者藤俊朝臣

高陽院歌合　七十二代堀川院寛治八年　判者大納言経信卿

中宮亮重家〻歌合　七十八代二條院永万二年　判者頭廣

卿後改俊成

住吉社歌合　八十代高倉院嘉應二年十月九日　判者俊成卿

建春門院北面歌合　同院同年十月十六日　判者同上

廣田社歌合　同院承安二年十二月八日　判者同上

三井新羅社歌合　同三年八月十五夜　判者同上

賀茂社歌合　同院治承二年二月十五日　判者同上

右大臣家歌合　同三年十月十八日　判者同上

時代不同歌合　八十二代後鳥羽院勅撰

後京極自歌合　同院建久五年五月二日　判者俊成卿

御室撰歌合　八十三代土御門院正治二年三月五日

判者同上

新宮撰歌合　同院建仁元年三月廿九日　判者同上

八月十五夜歌合　同年八月十五日　判者同上

九月十三夜歌合　同二年九月十三日　判者同上　一名恋

五十番歌合　一名水無瀬歌合

石清水若宮撰歌合　同三年七月十五日　判者同上

建暦仙洞歌合　八十四代順徳院建暦二年　判者定家卿

建保歌合　同院建保二年八月十六日　判者同上

光明峯寺攝政家歌合　八十五代後堀河院貞永元年七

月判者同上

名所月歌合　同年八月十五夜　判者同上

日吉社歌合　八十六代四條院嘉禎元年十二月廿四日

判者同上

遠島歌合　同二年七月　後鳥羽院勅判

撰五十首歌合　年記不知　定家〻隆雨卿

百三十番歌合　八十八代後深草院宝治元年　判者
為家卿
伊勢新名所歌合　九十二代後伏見院正安三年　判
者為世卿
伊勢外宮北御門歌合　九十五代後醍醐院元亨元年
判者　小倉公雄卿
五十四番詩歌合　九十八代崇光院
九十九代後光厳院貞治六年三月
新玉津島歌合
廿三日
康正内裏歌合　百三代後花園院康正元年十二月廿
三日　判者飛鳥井雅親卿
親長卿家百三十番歌合　百四代後土御門院文明五年
十一月七日　判者一条禅閤兼良公
七夕歌合　同九年七月七日　判者同上

三十番歌合　同十二年十一月十五日　判者飛鳥井栄雅
文亀三年歌合　百五代後柏原院文亀三年六月十
四日　判者冷泉為廣卿
秋十五番歌合　百七代正親町院永禄元年八月廿三
日　已上部類歌合の目録なり

年中行事歌合　二巻
貞治五年十二月廿日當座の歌合なり年中行事百首の
歌なり　作者八　女房　関白良基公　内大臣　良公　二条為忠息
以下　経賢　僧都　頓阿　阿ホ　廿三人　判者八為秀なり
相阿の息　判詞八ね普光園院良基公なりせたまつり一名関
白家五十番歌合なり

職人盡歌合　三巻
巻首ま七十一番歌合しるせり月ごとに歌ども番匠鍛
冶ども酿ども刺櫛の法ま畫図なり○好古

小録日職人歌合二巻書、光信書、東坊城和長卿清書かれぐ其
図ハ秀一ハ俗かし山ヲ合作者鳥丸光廣ト云ハ信
ヨ和長ヨリ以伝ハリ云ハ俗ハ信ハ諸家伝ヨ部ヨ孫ヲ
ヨ別ヨナハ書ハ職人歌合ヲ光廣ノ他し医師陰陽師
如人ヨリ利ハ利ハ一ハ利ヲ歌伝撰ノ内ヨリ
ヨ職人歌合ト称ヨ歌書類伝ノ中ヨリ

百首類

百人一首　一巻

藤原定家卿ハ京極黄門小倉山荘障子ノ色紙
ハ今ヨリ百年ハ以前ヨリ百人一首ト号ヨ
ヨ新古今集ヨリ以定家ヨリ及ハ其ヨリ
ヨ実ヨリ
ヨ俗ヨ
ヨ教戒ノ
ヨ実ノ根ヨ
ヨ集ハ
ヨ花ヨ
ヨ
ヨ

○按ずるに此歌普通の流布し今業の流布する迄十〇年山吉国
[illegible] 此和歌の[illegible]所先達の作[illegible]今ハ花ハ先[illegible]実
[illegible]ちよ実[illegible]所定家の[illegible]昔今の
てひろく世[illegible]の陰[illegible]押[illegible]所定家つくれたまい
ねなふつとうつつあく他者の[illegible]ちしたりしう二条家の
骨髄とかれしもの[illegible]明月記定家の記録とうつている
さうの家おこれり[illegible]記文の抜書して今業の[illegible]
嘉禎元年四月　今業ずる今日なり定家[illegible]四条院の手子定家[illegible]七十四歳　十二月
甲戌今業ずる今日なり定家[illegible]
明月記仮写のあやまり多[illegible]
朝空晴[illegible]予不知書日文字事嵯峨中院障子色紙形故[illegible]書
由彼入道懇切懇染筆送之古来歌自天智天皇以来至家隆
雅経卿入夜金五口示送[illegible]

らずの氏の母八宇津宮弘三郎利綱がむすめなり利綱入道
蓮生とて出家の後は入道の名を称せもれ
綱ら婚かれぞはよ中院の内府のむすめなりせかどくおな
の丹さましし加るやさしもけるを紙をハ彼入道の長男
定家卿に京にくるとなりめれしかるに小倉山荘にて
とりはづし欲相撰しかも彼入道や雖極見苦事悦染筆送
之古来人歌各一首と相撰の撰しかもかきやりて染筆の
の撰しかもかくかくかく

ハ行ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

とのせう貞徳の法ハ玄旨法ヲ師の薄伝をまのあたりうけ
たまはりしかるに貞徳の筆なるゆへ季吟の誤あるをかなし

百人一首拾穂抄補注　六巻　谷口元淡

季吟の注よりまさるなし　谷口元淡ハ郡山の人にて季吟の門人
元文二年正月自序あり延享五年正月刊行す

百人一首基箭抄　三巻　井上秋翁

祖父の遺ちゝ細川玄旨法ヲの抄ありしを一つ山おと
編纂せしなり北村季吟対論あり

百人一首改觀抄　写本　三巻　沙門実冲

真字の自序あり下河邊長流著百人一首抄を
稿とつゝいまだ刊せずして卒す子孫ありて刊行あり

むの癖あり長流病相憐むせその志業卒らずして
ゆゑに古来の抄釋ようすべく改觀と名をくゝ○書ヲ
ものいくつかの考ハ定まるゆゑ五巻

同　抄　刊本　五巻

実冲卒ね今井似閑の門人永田の樋口氏永宗氏
屏景山氏遍考ありかつて榛抄を刪
の自序あり今井似閑実冲の門人延享四年
百人一首三奥抄　写本　二巻　下河邊長流

作者の伝なし　傳なしびゝ押紙の法ハ
実冲のくわなり享保十三年孝つ奥ちかう
百人一首亟底記　写本　一巻　中齋隆徳

巻首に定家卿の年譜ありて享保十二年卯月書出
る右一冊自筆の由享保十二年十月五辻宰相へ
あて申齋ハ葛園宣旨易勘申のつゝし

百人一首秘注写本　二巻　平間長雅

巻首に曰る弁起を色紙形のかゝ所にしたゝ
の序注と引く大色紙小色紙すきとめ○聴玉集
百人一首長雅家の傳秘伝の一抄そ後にあれ共ハ抄
ふく抄の紀注濃ゆ[illegible]
きゝ[illegible]聴玉集ハ烏丸光栄卿の撰とつゝの書
ちかう

百人一首古説写本　四巻

書ハ荷田春満ゆ賀茂真淵ゝもゝ著すゝ
ゝく曰ゝるゝなゝゝ他者の侍ゝ考へ
宣長ゝ代ゝ古ゝ河ゝ

明月記ゝく宣長ゝ[illegible]ゝ俗ゝ侍ゝ彩の
ゝゝ[illegible]ゝ

百人一首ゝ　五巻　賀茂真淵

書ハゝの古伝ゝゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ

百人一首ひなゝゝ　四巻　尾崎雅嘉

他者百人の侍ゝ倩書ゝ考ゝ
ゝ河ゝ

の事ハ[illegible]
ゝと侍ゝ

新百人一首　一巻

常徳院義尚公の撰なりゝれの序ゝゝこの序の校案拾集
集ゝゝのせゝゝ

女房百人一首　一巻
何人の撰なるとも知れず。性うつくしき事をのみ利用せり

武家百人一首　一巻
播州姫路城主武蔵大浦忠次の撰なり。作者　経基王　源頼仲　源頼光　藤原保昌　源頼信　源義経　鎌倉右大臣　平泰時　源頼朝　藤原定家　藤原為家　宗尊親王　後嵯峨院　後鳥羽院　後堀河院　後醍醐天皇　足利尊氏　足利義詮　足利義満　足利義持　足利義教　足利義勝　足利義政　足利義尚　足利義稙　足利義澄　足利義晴　足利義輝　足利義栄　足利義昭　織田信長　豊臣秀吉　徳川家康　徳川秀忠　徳川家光　徳川家綱　徳川綱吉　徳川家宣　徳川吉宗　徳川家重　徳川家治　徳川家斉　徳川家慶　徳川家定　徳川家茂　徳川慶喜　徳川家光　徳川家綱　徳川綱吉　徳川家宣　徳川吉宗　徳川家重　徳川家治　徳川家斉　徳川家慶　徳川家定　徳川家茂　徳川慶喜　徳川家光　徳川家綱　徳川綱吉　徳川家宣　徳川吉宗　徳川家重　徳川家治　徳川家斉　徳川家慶　徳川家定　徳川家茂　徳川慶喜　徳川家光　徳川家綱　徳川綱吉　徳川家宣　徳川吉宗　徳川家重　徳川家治　徳川家斉　徳川家慶　徳川家定　徳川家茂　徳川慶喜　徳川家光　徳川家綱　徳川綱吉　徳川家宣　徳川吉宗　徳川家重　徳川家治　徳川家斉　徳川家慶　徳川家定　徳川家茂　徳川慶喜　徳川家光　徳川家綱　徳川綱吉　徳川家宣　徳川吉宗　徳川家重　徳川家治　徳川家斉　徳川家慶　徳川家定　徳川家茂　徳川慶喜

藏筍百首　三巻　一本

刊撰者の名なし。書は播磨真鍋忠菴の作なり。古人の歌百首あげ、それに児女子の教訓なり。自序あり。

百人一首　一巻
百人一首なる作り。そのころ八代末の山道よ事今しげきと。

母上物いやりれ。

逸そ久留米の城主有馬君の作なり。○忠菴名

菅家百首　写本
菅家序神詠七千首内秘歌百首なり。九十八首なり。

[illegible]百首の作[illegible]
仁人のこゝろ[illegible]
こゝろいちぢるし○耳底記に天神の作[illegible]
なるこゝろ[illegible]

堀河百首　三巻

堀河院時基俊[illegible]五人の百首なりこれ[illegible]
百首[illegible]太郎百首[illegible]　称す

堀河次郎百首　三巻

永久四年後朱雀基俊已下七人の百首なり[illegible]百首[illegible]称す

堀河百首　肝要抄　四巻

此中一冊八序[illegible]なり[illegible]
[illegible]詞の[illegible]

[illegible]肝要抄[illegible]
[illegible]
[illegible]百首一冊[illegible]巻首[illegible]細[illegible]秘[illegible]
[illegible]享[illegible]

藤川百首　一巻　京極黄門定家卿

此百首八定家卿[illegible]基家[illegible]
[illegible]百首[illegible]
[illegible]巻[illegible]

又續歌百首[illegible]四文字題の百首[illegible]
古今[illegible]難題百首[illegible]
[illegible]

不破の関し花月氏の流れ[illegible]し宣旨のこゝハ関白
春[illegible]園白基方ゝ述懐の趣[illegible]七十[illegible]
ゆきう昇進の経[illegible]

藤川百首抄

一巻三本

一鶴堂切臨の後なり元和五年四月の奥書[illegible]右百首
周桂の抄ハ三条西実遠院入道[illegible]より代相伝なり柴屋
宗長抄月村斎宗碩抄兼載抄ハ自然斎宗祇より代々
木戸孝古抄以上五部一覽[illegible]なり是と似て非なる
[illegible]相伝の[illegible]

藤川五百首鈔

二巻

此五百首ハ定家卿[illegible]四条[illegible]道堂流
実隆公日記の百首抄なるべし[illegible]

巻首より百首の題[illegible]なり[illegible]寛文七
年二月刻

藤川百首注

一巻

写本

[illegible]武者小路実陰公[illegible]
[illegible]人泉州堺大安寺春山長老の[illegible]
[illegible]宝暦六年の奥書[illegible]

藤川百首部類

一巻

写本

此百首の題[illegible]九人の百首[illegible]作者ハ
西三条実隆公　中院通茂公　霊元法皇　西三条公福卿
武者小路実陰公　冷泉為綱卿　烏丸光栄公　武者小路公野卿
冷泉為久卿

心敬難題百首

一巻

写本

應仁元年八月廿日法印心敬住吉社奉納[illegible]
[illegible]百首[illegible]

鷹百首

二巻

西園寺公経公〳〵定家〳〵実氏〳〵俊実〳〵俊実〳〵入道相家塾居百首一冊 因幡林住〳〵俊実〳〵書のゝかゝ

五社百首 写本 一巻 俊成卿

伊勢 賀茂 春日 日吉 住吉 五社七首のゝかゝ

序ハ扶桑拾葉集ニも載らるゝ

順徳院御百首 写本 一巻

定家卿 家隆卿 雨点〳〵〳〵〳〵

よみ百首なり作者知れがたし　奥ちかき千生二郎系隆さ

法や　通村

句題百首　写本　一巻

一名五玉集と称す　五言詩句題をよみ五人の百首なり

作者八　頓阿法師　法印良守　大納言基家子　清水撰集後拾遺抄

北撰玉集ふるの作者　柳大僧都浪春　猪熊大僧正兼煕　撰集後拾遺抄

頓宗　北撰遺抄集古今作者　禅僧周嗣　撰千載作者　已上五人し　点者頓阿

法印

百首部類　六十二巻

丹後守為忠家百首　六巻　宝治御百首　五巻

名所百首　三巻　正治後度百首　二巻

正治院百首　三巻　弘長百首　一巻

白川殿七百首　三巻　前宝治御百首　六巻

亀山殿七百首　三巻　嘉元仙洞御百首　七巻

五社百首　二巻　久安御百首　四巻

永享百首　三巻　延文御百首　十巻

将軍家百首　二巻

已上十五部　此外目録に巻ひて

神道百首抄　二巻

巻首に序あり文明十八年正月十二日夜ねもすがらかみさへ〳〵うなれたれ〳〵ものあまし旧冬灌頂の時書よへ百首のものをよみてやしする〳〵おもひ出〳〵ものをよみてやしする〳〵とく〳〵ぞうし　トウ部分れ兼邦ヒ　○題八日月火水金木ホシ

天狭霧そら　國常立ヲ　ヨウ　茅ヨ　神名ハ

神楽の採物　沖津宮　宗像　内侍ホ　多弁　社壇　神作ホ

作者ト部兼邦ハ天児屋根命より四十八世也系図ヲ兼倶

ろうしゝ者いやぶつまぶ〳〵ものすぐ明暦二年七月刻

祈雨百首　写本　一巻　津守國久

住吉の社壇より雨如形ゝ叶ふ事ゝ百首ゝゝ歌ゝゝ
雨の字をもよめれる　雨中立春　雨中夏日　雨中夏
衣　雨中月　雨中恋　寄雨神祇　寄雨祝　寄雨
作者八津宇宿祢　國冬ゝゝ

後福光園摂政百首　一巻

二條摂政の大政大臣良基公観應二年八月二十八日の百首
南路古擬ゝ　歌好ゝ　歌好ハ墨ゝ
芳蓮ハ未点　兼好ハ墨ゝ　歌好ハ墨ゝ
初のかのよるゝ　右兼拾遺の附録ゝ　これとのもの

南都百首　写本　一条兼良公

兼良公應仁の乱如ゝ南都よりゝ叶堀川ゝその
もの心如ゝ和の心の法ゝの名ゝ　ゝ
自序あゝ序ハ扶桑拾葉集ゝ載せ　ゝ
門覚恵ゝ　ゝ兼良公の　ゝ　右百首一條禅閤

詠作也　自筆ゝ　ゝ　ゝ文明ゝ五仲秋下旬

一日百首　写本　一巻　飛鳥井雅春卿

午天神ゝ　ゝ

永正着到百首　五巻

写本一巻　ゝ　小ゝ　ゝ　ゝ

者　ゝ　実隆公　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

巻首ゝ　作者家ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

宝永仙洞御着到百首　写本　一巻

宝永小二ゝ九月九日ゝ　ゝ　ゝ

作製　通茂　通躬　通躬　清房　実業　重條　雅豊　輝光　実隆

為綱　公長　通夏　ゝ　公緒　光栄　已上十五人

一人三臣御百首　写本　一巻

上ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

大ゝ通茂公　清水谷大納言実業ゝ　ゝ　作者小沢右中将　ゝ

の子孫拔萃し給ふ文章世に聞ゆ人丸和歌の
かくれなきものなり一巻
歌者以岩倉原具統卿と号す和
享保御着到百首 写本 一巻
享保五庚子九月九日より十二月二十日迄の間
作者ハ院中製 仁孝 実仁 光業 雅季 通文
為久 定功
澤菴和尚和泉百首 写本 一巻
澤菴和尚ハ品川東海寺の一代記 和歌ハ鳥丸大納言光
慶卿の門人元和六庚申年
し給ふ十竹史記に澤庵の別号しるす光慶卿
点ありて詠歌の妻に光慶卿の子なり
契沖富士百首 一巻
契沖阿闍梨富士にかなりめる百首し祝部を摸写し

似雲萬城百首 写本 一巻
似雲法印ハ武者小路実陽卿の門にして延享元年萬城山の草庵
にて一夏をもてなす時卯月廿五日より扉閉て禁園に入りもんを
を閉ル卯月廿七日解閉し閉門の人物の詠百首し巻末
に風早実積卿の跋ありて
新題百首 写本 一巻
五井蘭州川井豆牧新題をあつめられしに
称する春宮恕の詩の題に胡子之絃ホの詠物題に
ならでいやしからぬ百題をとりあつめし
北邊七體七百首 富士谷成章 一巻
上古より近世にいたるまで変化し歌の風體をかなひ
みるべし創作とくにつくりめるそしるそ諸作ち
上古體 中古体 中季体 近昔体 当世体 当時体

自創作　三上七仲し　男成元校正　寛政九年成元

[illegible]の跋あり

玉鉾百首　一巻　本居宣長

古学の大意如万葉作の古風[illegible]人如[illegible]

玉鉾百首解　二巻　稲掛大平

大平八宣長の門人し[illegible]の名称伝伝　橘房雄等の序あり

後撰百人一首　一巻

如普光園院道良基公元亨正中の乱より世代中ごろ[illegible]

[illegible]小倉山二条院[illegible]

[illegible]俗言定家卿の[illegible]

[illegible]百人一首如[illegible]

[illegible]関白照実公[illegible]

[illegible]百人一首[illegible]人間[illegible]

右ハ伊[illegible]

如[illegible]

貞徳頭書百人一首抄　三巻　加藤磐斎

[illegible]文[illegible]

[illegible]貞徳[illegible]

二条[illegible]磐斎の跋[illegible]

百人一首抄　三巻

作者如[illegible]

[illegible]

百人一首解　一巻　栗本英軍

[illegible]

[illegible]

千首類

一卷

為家卿千首 写本

慈鎮和尚家隆卿両点 春の部より冬の部まで題なし

雜の部より離れ○為家ゝ千首ゝ不堪しかれども嫌なくんいできたれとかくては世にやすらひも淋しかるへしとて慈鎮和尚のもとへ

ゆきて古今社へまいりまたりつつでよ慈鎮和尚のもとへ

のこしかれ○ことはりすぎたるのをとりひろひ

いまこそ是非のえゆしくさてもしてすなどかれり

稽古の切とてくみ行くこと定家つよえせられる定

教訓ようくとのかりそひとまり定五日のゆゝよ千首

のうかれよりうさくとくみ行くこと定家つよえせられる定

立春のうく十首をうく立春の部などかたぐよいできたるよ

[illegible]家隆[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

師兼千首　写本　一巻

巻首より三位行権大納言春宮大夫大学頭菅原朝臣師兼卿
あり南朝のくし○春二百首夏百首秋二百首冬百首恋二
百首雑二百首[illegible]尋常の千首題[illegible]雑部の中地
水火風空より寄[illegible]の題の歌五首[illegible]奥出る路篠[illegible]
[illegible]草　警忍草　岸忘草　この五の[illegible]千首[illegible]書五[illegible]

宗良親王千首　一巻

普通の千首題[illegible]南朝の中務卿親王李花集

の他者かう山千首の奥書[illegible]
かきとめあつかしらえけるものこれ社のトれ
[illegible]信太社千首とも号せり寛永十年烏丸光廣
奥書[illegible]

耕雲千首　一巻

南朝の中納言長親卿法名明魏又耕雲と号す○應永廿五
年の奥書[illegible]此千首八愚備四十年前所詠也[illegible]

為尹千首　一巻

奥書[illegible]未[illegible]
[illegible]
應永廿二年十月十日[illegible]○為尹[illegible]八[illegible]為邦[illegible]
[illegible]大納言正二位[illegible]

宋雅千首　一巻

應永廿七年十月十日の奥書[illegible]右聖廟法楽千首者愚老

一身丸礫也ミヽ○宋雅ハ飛ぶる弁雅縁てのけ[illegible]ハ仰て
後二位藤ふ[illegible]出家宋雅と[illegible]○刊本栄雅千首一名千題
和歌集と[illegible]ものすれ[illegible]ちの宋雅千首と栄雅ハ[illegible]雅ハ[illegible]雅縁の
孫雅親ての法名し栄の字宋の字と形の似[illegible]ハいくあや

文明千首　一巻

文明十三年九月一日着到千首かう作者実隆公政為てを
しめく都合十人し飛ぶる弁大納言入道点

千首部類　一巻

宗良千首　耕雲千首　為尹千首　宋雅千首　文明千首
[illegible]ハ部類[illegible]小冊とすいげ也日形のうし但し雑の部の
中十首の歌是同ハ[illegible]今なしびゝのす安永ゆゆ小澤芳卷跋と
加つく刻す

徹千首　写本　一巻

此千首ハ組題ようゝず一條摂政兼良公徹古代の家々集草
根集の中ゝ抜萃しゝく西徹千首と号せ也ゝ[illegible]

一名草根集抜書ともいふ　三巻

土丹花千首

写本一巻ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ三巻ゝ[illegible]て[illegible]林家の奥書あゝくたし
る肖柏と定めゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ以てゝれゝ肖柏のゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ刊本の外題ゝ
牡丹花家集ゝ[illegible]ゝ誤し家集ハ春夢草ゝく別ゝ
ゝ巻ハ[illegible]

天文千首　写本　一巻

天文十一年二月九日大神宮法樂百首切十組ゝてゝあり
才一の百首ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ二月九日の法示なり[illegible]十七の百
首ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ十日の法示し奥書ゝ宮本中出今[illegible]
写手[illegible]者ゝ條大納言実枝ゝ筆跡や[illegible]時ゝ[illegible]和五暦仲冬

下旬終功畢也　左中將雅胤○雅嘉按ずるに千首の乱文外題の
写やうく流布するもの多し一そのかぎりなげく
以下六部の千首は年暦に考へるべきなり

立春　[illegible]

慶長　千首　写本　一卷

慶長十年九月十八日法皇普通の千首歌し　作者　後陽成院
知仁親王　素然　実條　雅庸　光廣　通村ホ三十六人し卷に
立春朝　[illegible]

元禄　千首　写本　一卷

元禄十四年九月廿一日大神宮法乃千首し　作者ハ　靈元院
弁亦親王　基凞　通誠　通茂　淳房　実業　通躬　為綱
氏孝　為久ホ三十七人し　卷に[illegible]
立春朝　[illegible]

貞享　千首　写本　一卷

貞享三年五月十九日内侍所御法樂千首ゆゑ百首十組ゆ
以く千首ゝす　[illegible]
才二ゑ　[illegible]
[illegible]
[illegible]

家仁親王　尚実　公雄　光胤　光胤　宗家　為村ホ二十
六人し　老[illegible]

三春朝　[illegible]　一巻

御撰千首　写本

[illegible]水尾院自撰[illegible]
武蔵門ホ[illegible]秀逸のしるし千二十八首のやうにわま
つるうけしらよ院[illegible]の御製も五十餘首入させたまふる
院名付圓浄法皇[illegible]巻末よりれ尊里如附十
巻[illegible]　年内立春

[illegible]　二巻

寛永六年九月平向長雅千首の歌[illegible]
[illegible]あつ[illegible]
て其題名[illegible]

似雲十百首　写本　二巻

似雲法印[illegible]の[illegible]
[illegible]百首の歌十組[illegible]十百首の[illegible]
郷[illegible]

澄月千首　写本　一巻

岡崎の垂雲翁澄月晩年よりめ奉納千首[illegible]